

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: K

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

A 1

2

3

4

5

6

M

8

9

10

11

12

13

14

15

B

17

18

1

桐生商工誌

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

3

4

5

6

7

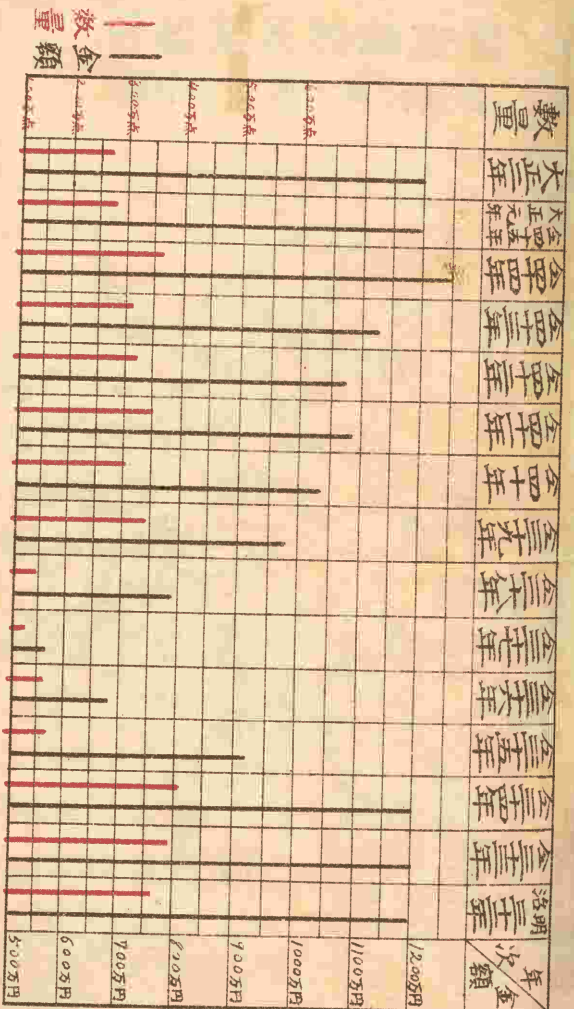
8

JAPAN

TEAMES

1m

日本美術
の華
高等御召
縮緬各種
桐生市房友會



自明治三十二年(十五年)桐生織物産額表

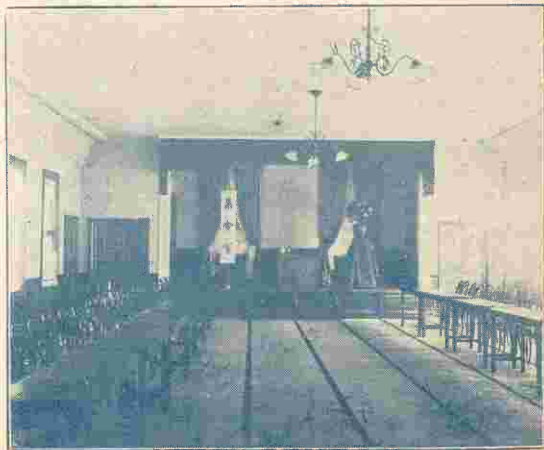
K472.3
243

桐生織物同業組合
 地圖略村ヶ四十町三區地



例 凡
 川山 鐵村郡國
 道界界界

里 陸
 500,000



(室會集合組業同物織生桐)

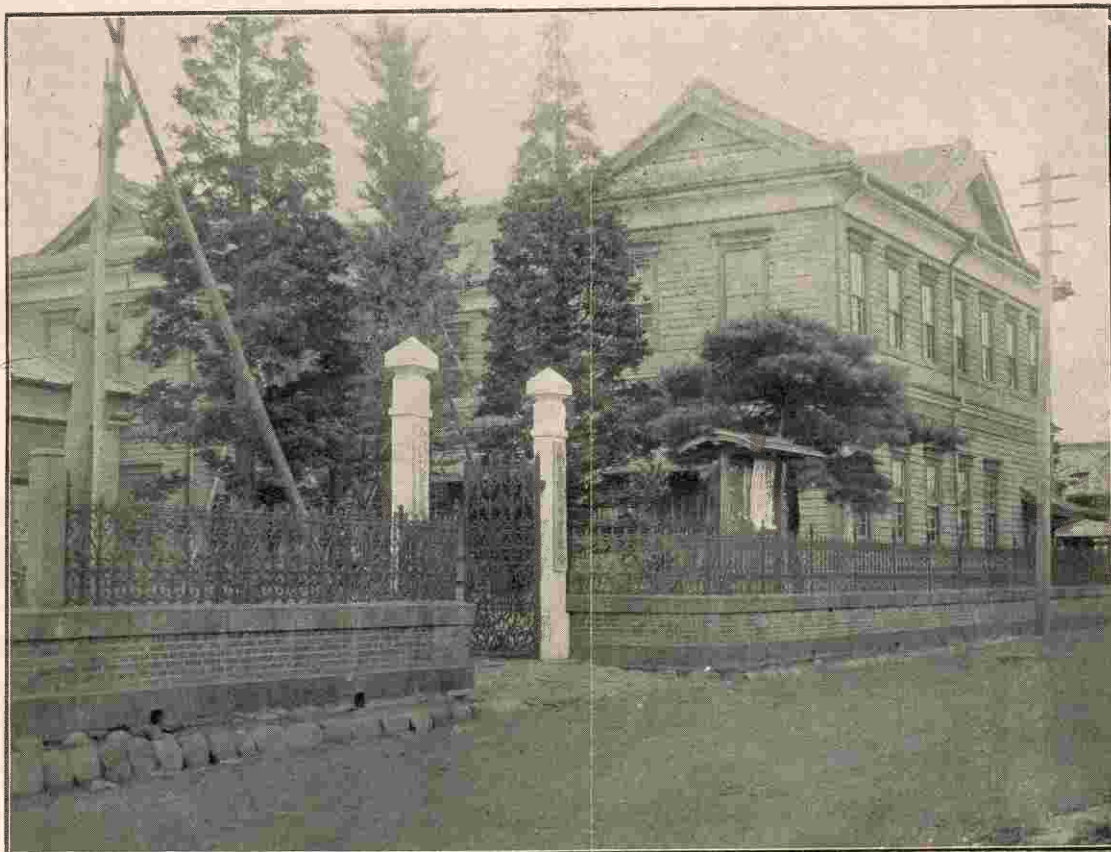


(室賓來合組業同物織生桐)

桐生織物同業組合
事務所

桐生織物同業組合
事務所
事務所



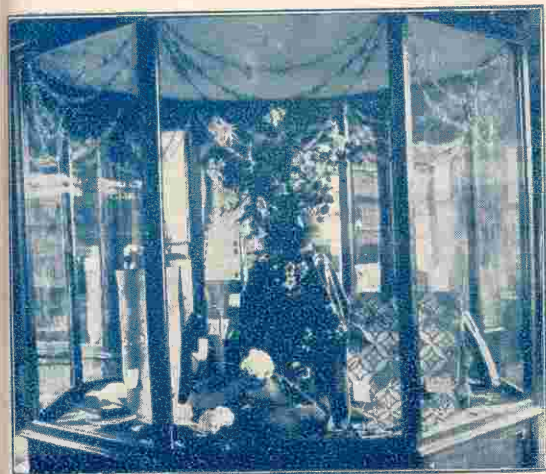


桐生織物同業組合事務所全景

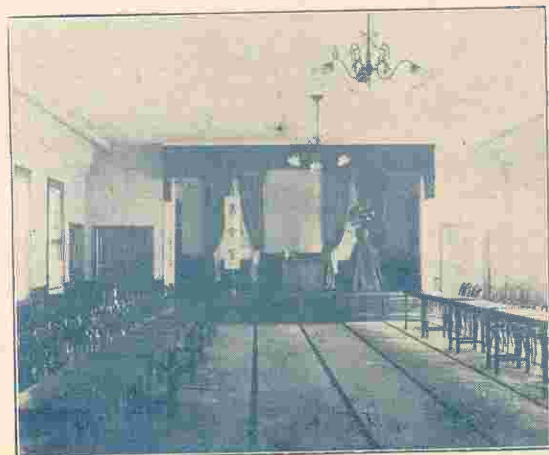
桐生織物
同業組合事務所



毛 兩



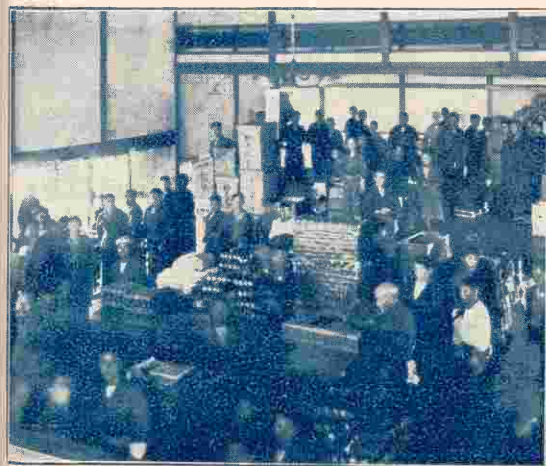
《室列陳物織合組業同物織生桐》



《室會集合組業同物織生桐》



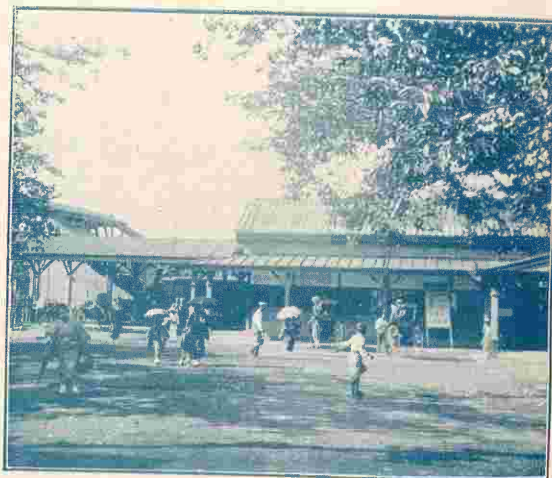
武 東



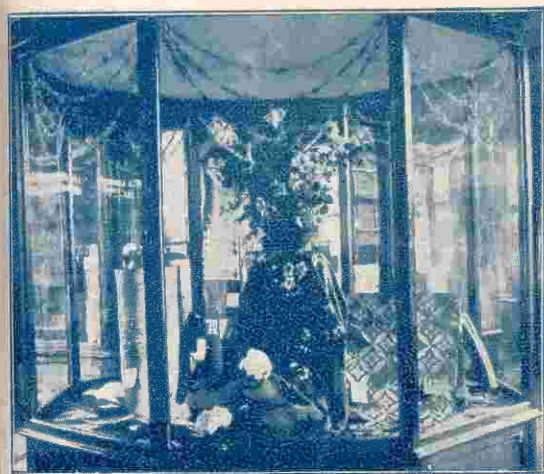
《景實》《所定查物織生桐》



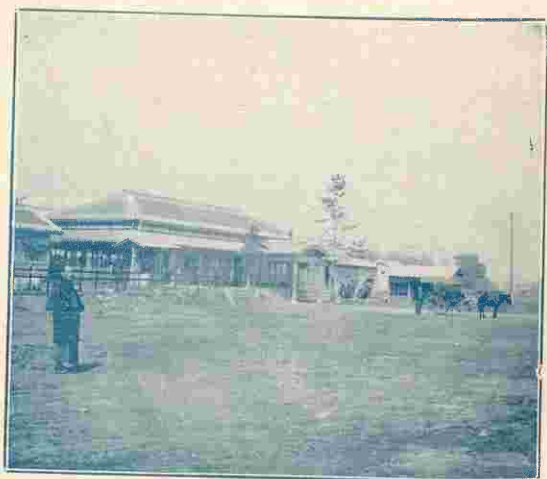
《室賓來合組業同物織生桐》



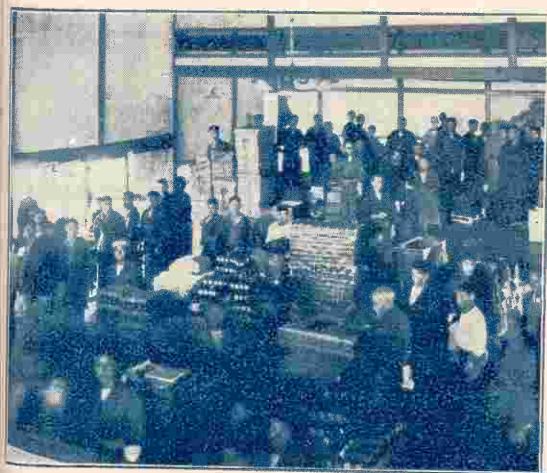
(驛生桐線毛兩)



(室列陳物織合組業同物織生桐)

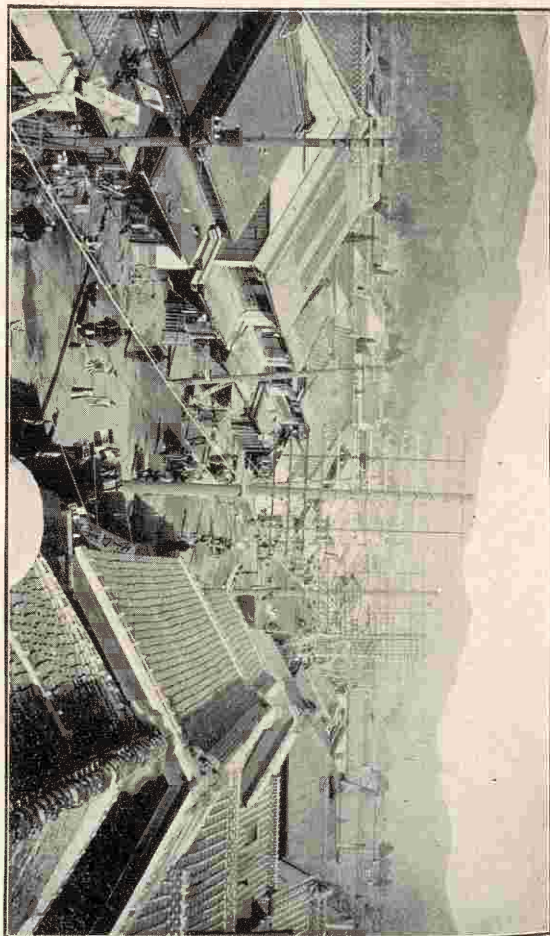


(驛生桐新線武東)



(秋實) (所定查物織生桐)

桐生町表通



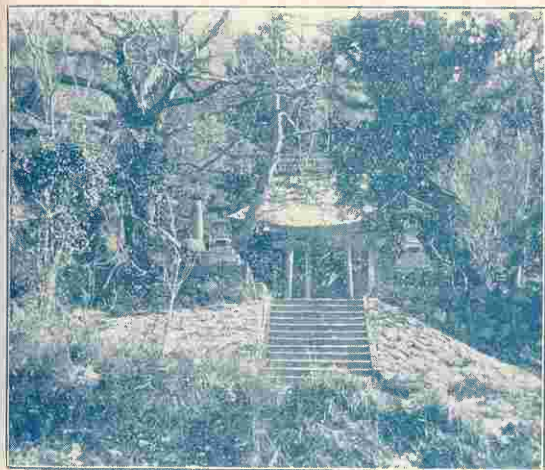
(山田郡役所)



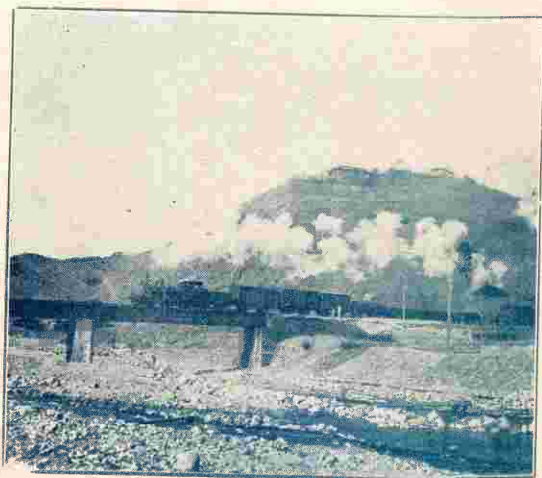
(桐生町役場)



(景ノ橋岩赤)



神社 (神神橋)



(△望ニ遠サ園公山丸ノ橋鐵岩赤)



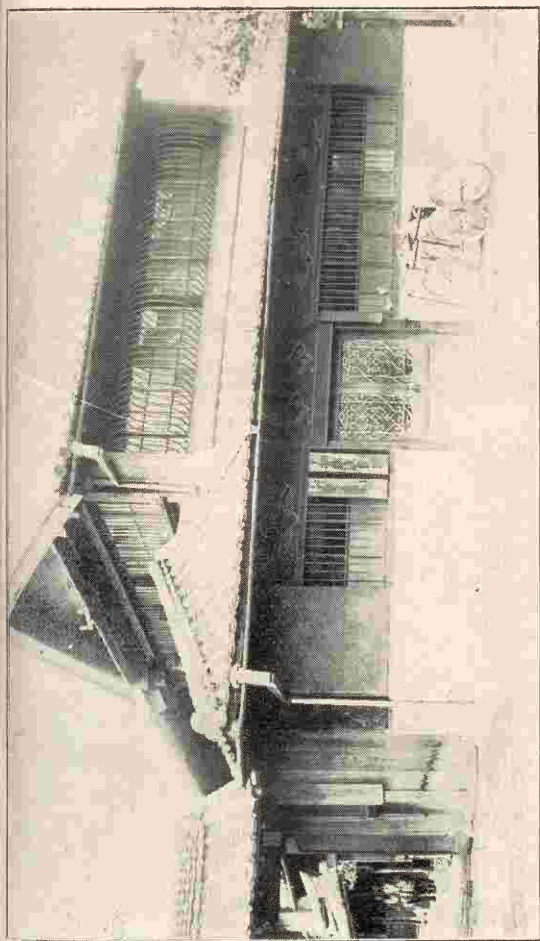
(場市物織生桐)



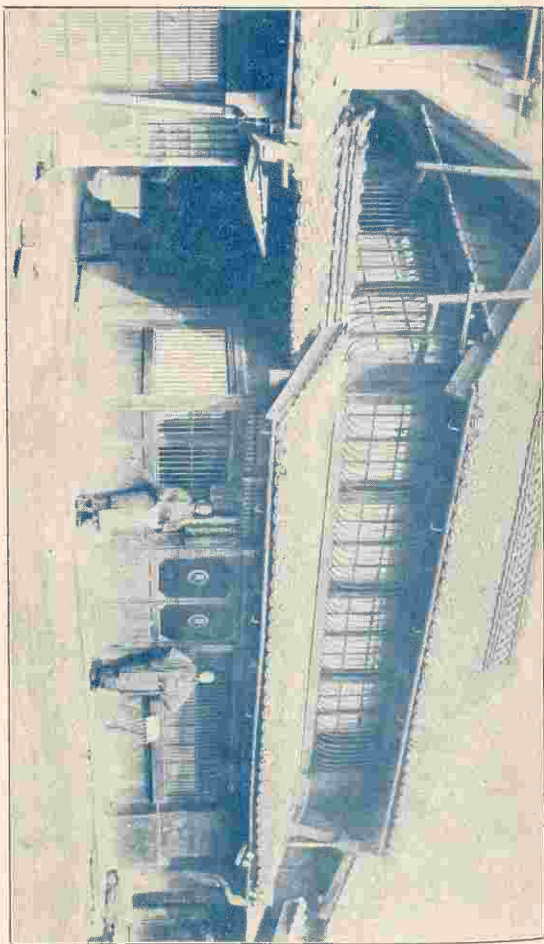
(景全校學女等高生桐立郡)



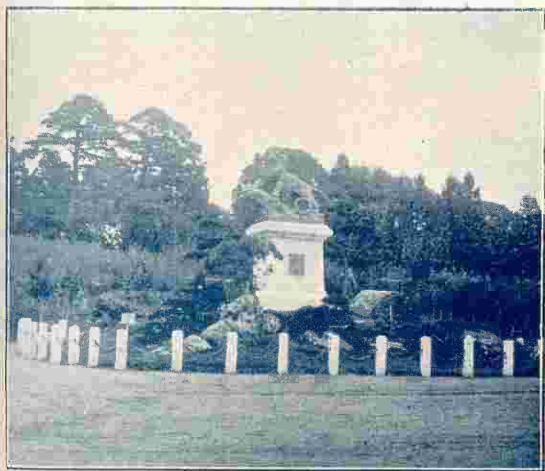
(景賣ノ轉廻車水ノ宿新)



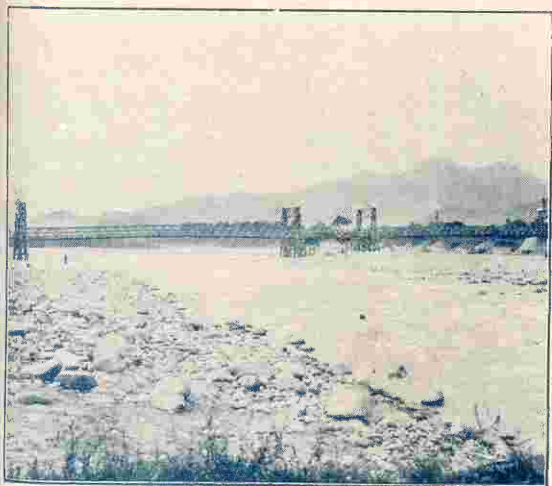
(店本生桐行銀行十四社會式株)



(店支生桐行銀利足社會式株)



(碑忠彰内園公岡ヶ生桐)



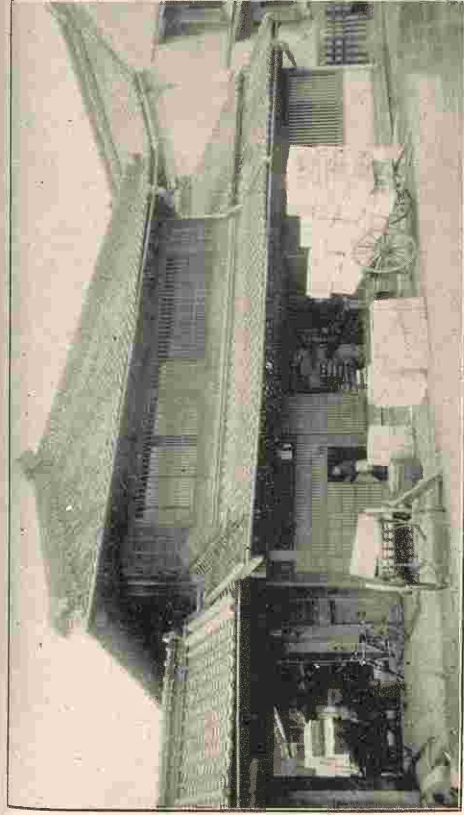
(景の橋櫻錦)

(景全)

(塘工郎太春塚飯)

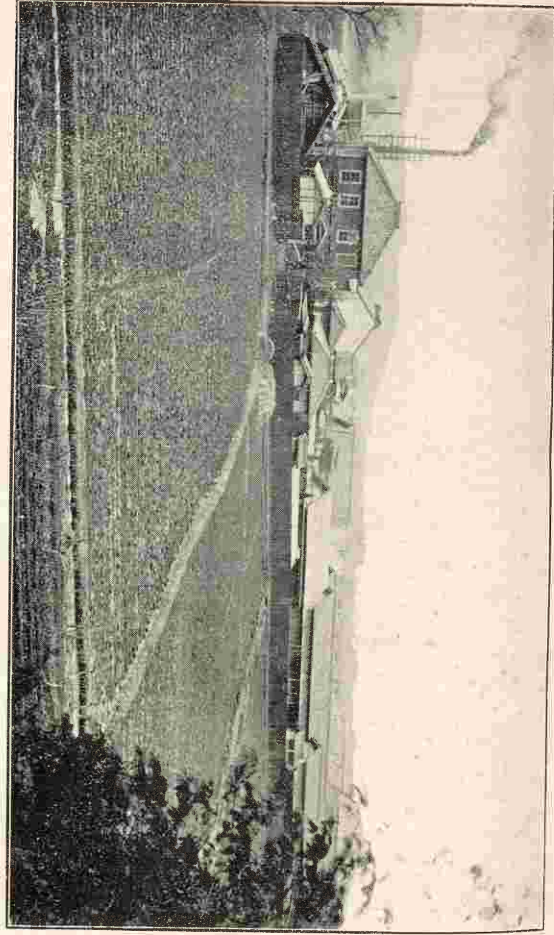


(工塘)

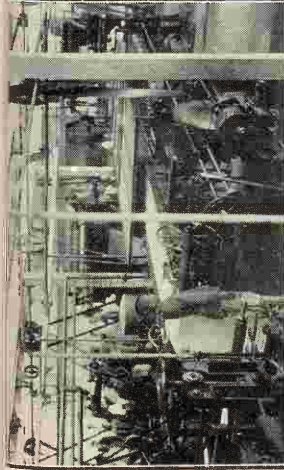


(店商門衛左文上書)

(社 會 式 株 織 整 毛 兩)



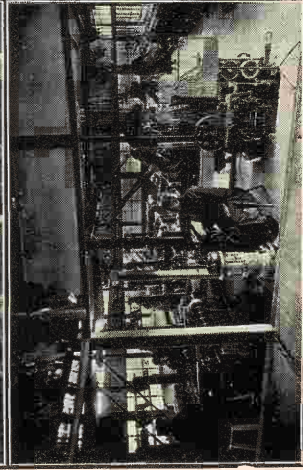
整 理 部



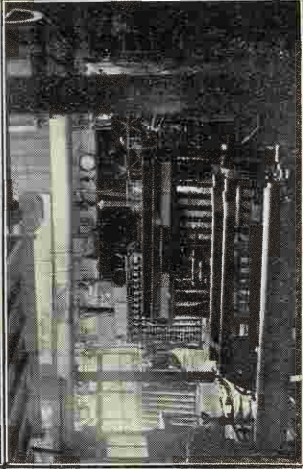
染 色 部



力 織 機 部

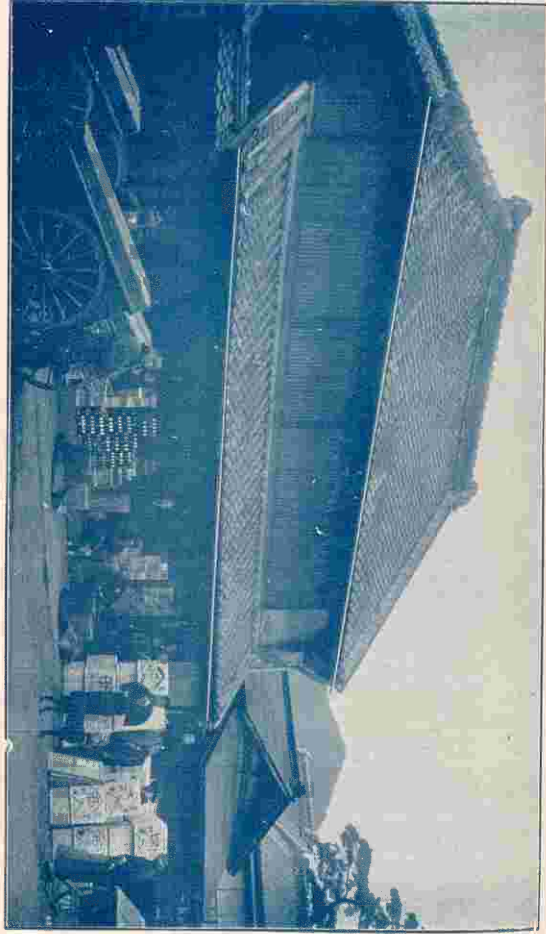


整 經 部

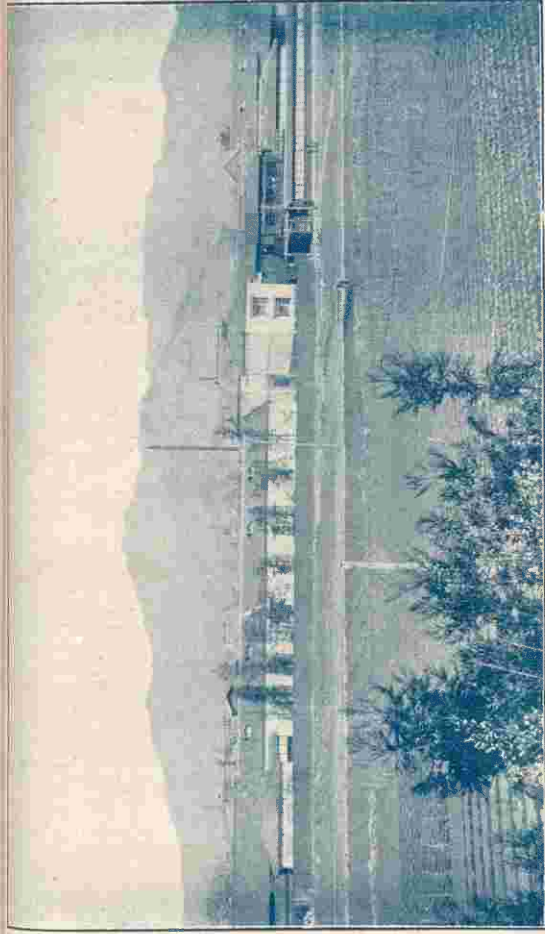


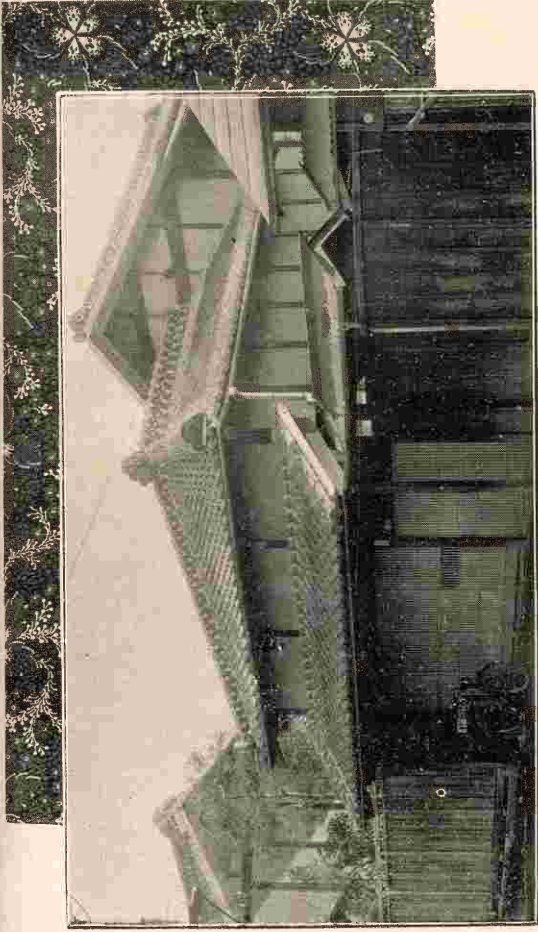
(場 工 織 治 正 本 橋 元 造 製 子 繻 人 貴)

(社會資合里野小)



(社會式株系燃生桐場工範模)





高村勝太郎商店

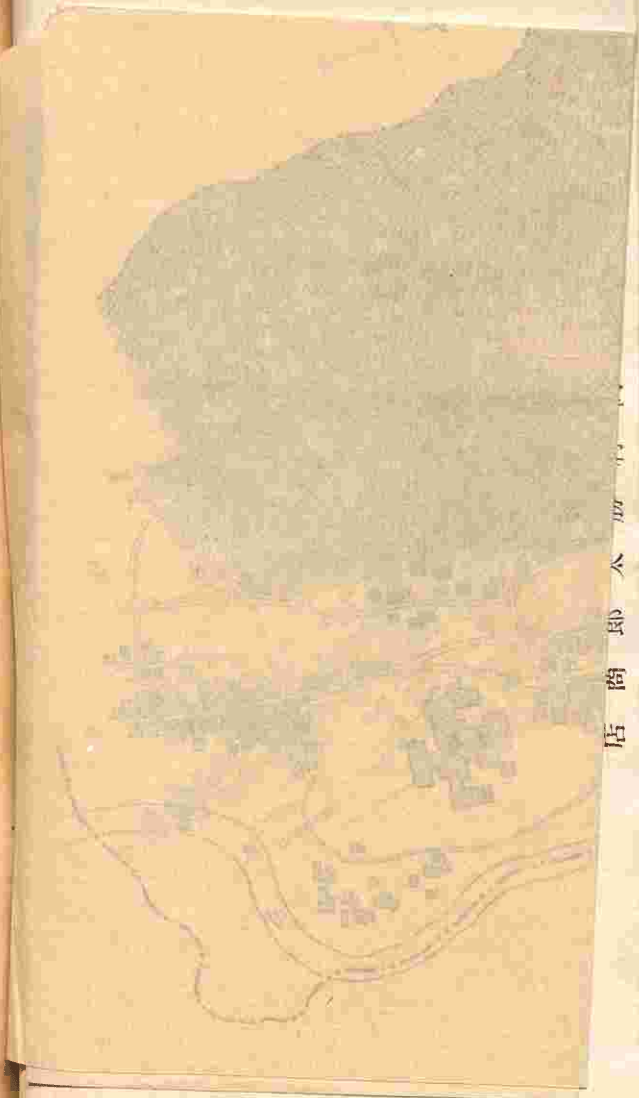
群馬縣桐生町略圖



い 山田郡役所
 ろ 桐生町役場
 は 桐生警察署
 に 郵便電信局
 ほ 桐生税務署
 へ 太田區裁判所桐生出張所
 こ 桐生停車場
 ち 新桐生停車場
 り 桐生高等女學校
 の 桐生東尋常高等小學校
 る 桐生西尋常小學校
 を 桐生南尋常小學校
 わ 桐生北尋常小學校
 か 第八高等工業學校
 よ 桐生織物同業組合
 ● 内地織物検査所
 ● 群馬縣圖案調製所
 ■ 染色研究所
 ● 桐生染料株式會社
 ● 桐生整織株式會社

四十四銀行
 ア 足利銀行桐生支店
 能樂館
 つ 桐生電氣館
 れ 劇場桐座
 な 劇場帝國座





桐生織物の歴史は、上下幾々一千載、時に隆替消長幾
 變遷をなしたりしが、今や、輸出向内地向染織工業益
 ら殷賑を極め、内外の耳目を聳動する運に會せり、是
 を以て、我染織工業の起源及び發達の經路より、現時
 の狀況に至りては、其斷片隻語と雖も、世人の知らん
 ざして忽かせにせざる處なるべきを信じ、匆忙筆を起
 して匆忙稿を脱し、名けて桐生商工誌と云ふも、素よ
 り一斑を蒐録せる一小冊子に過ぎず、幸ひにして其萬
 分の一を、大方に紹介し得ば予の満足とする處なり、
 其大成は是れを他日に期し、識者の教を乞ふの期あ
 るべきを信す。

大正三年二月

編者識

桐生商工誌目次

○桐生の地勢及沿革

地勢	一
戸數	一
人口	一
町名	二
商業區	二
工業區	二
沿革	二
織物の起原	四
○桐生の商工業	四
	一五

○社團の今昔

沿革	五
市場	九
内地織物取引方法	一一
輸出織物取引方法	一三
織物検査及市場取締	一四
組合の起原沿革	一五
○社團の今昔	一九
團體	二七
○交通運輸并に通信	三三
	三八
○官衙學校	三八
	四三
○神社佛閣	四三
	四七
○名勝舊蹟	四七
	五〇

桐生八勝

五一：五二

旅館料理店

五三：五四

花柳界

五五：五六

關東地方ご市日

五六：五七

附 録

組合定款抜萃

組合員名鑑

寫眞版十數種

桐生町地圖

組合地區全圖

織物統計表



桐生商工誌

○桐生の地勢及沿革

地勢 桐生町は、群馬縣の所轄に屬し、上野國山田郡の東南部に位し、東は桐生川を隔て、下野國と相對し、南は渡良瀬の本流を以て限られ、其支流市の中央部を横斷す、觀音、城山、吾嬬、雷電の群山東北西に起伏し、南は蜿蜒長蛇の如き廣澤山を以て劃せり。左右の機業地、伊勢崎、足利への距離僅かに四五里以内に於て、三地自から鼎足形をなせり。

廣廢 町は東西三拾餘町、南北一里拾町、面積三百六拾餘萬坪にして、桐生機業界の中心なり。

戸數 五千零九十戸 (大正二年八月現在)

人口 三萬三千零九十九人 (大正元年十二月末現在)

内 譯男子一五、六七七人 女子一七、四二三人

通一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、

町名 壽町、惠比壽町、宮本町、幸町、永樂町、末廣町、宮前町、橋本町、泉町

高砂町、巴町、旭町、常盤町、織姫町、榮町、錦町、櫻木町、濱松町、川岸町、東町、元町、東西元町、開戸町、織姫横町、錦小路、

商業區 以上の區域中商業の殷賑なるは、通一丁目より六丁目に到るものにして之れに亞ぐは末廣町、幸町、永樂町、高砂町、旭町、織姫町なりとす。

工業區 工業區として、最も盛んなるは、大字下久方、東西安樂土、新宿等にして飛籽の音二六時中絶ゆることなく、殊に下久方新宿等に在つては、水利の便自由なるため、戸毎に水車動力を利用し、撚絲、糸繰の業を營むは他に其の類を見ざる處にして、當地方の一異彩なりとす。

沿革 往昔桐生新町は荒戸村又荒處アラトと稱し、附近一帶荒蕪の地なりしが、漸次田圃闢け、天正十八年（一説には三年）の頃に至り、中央に街衢を貫通し、荒戸新町と稱し、後ち桐生新町と改稱す。明治の聖世市町村制の實施に際り、桐生新町

新宿、東西安樂土、下久方等を合併し、桐生町と改稱せり。抑も桐生町の歴史に關しては、一往昔は邈として其詳細を知るに由なしと雖も、文治二年七月、藤原秀郷の後裔足利太郎俊綱の次男にして、彌四郎綱元と云へるもの、治承四年駿州富士川の戦功に因り、頼朝より桐生を賜りて之を領し、姓を桐生と改め、桐生小太郎綱元と稱し永く當地を管領したりと云ふ、爾後三百八十餘年を経天正元年、其末葉文二郎親綱に至り、由良成繁の爲めに亡ぼされ、同年より由良氏代つて之を領す、天正十八年由良國繁常陸に移りしを以て、徳川氏之れに代り、寛文元年より天和元年まで館林右馬頭之れを治む、同二年より慶應四年まで徳川旗下の士松平新九郎、夏目帶刀、内藤織部等に分知せらる、徳川氏政權を奉還し、王政復古の御代となり、府縣制を施かるゝに方り、岩鼻縣之を統轄し、明治四年十一月栃木縣の管轄に屬したりしが、同九年八月に至り更に群馬縣の所轄となり、同十七年七月上述せるが如く各大字を合併し、桐生町と改稱せり。

○桐生の商工業

織物の起源 桐生織物の起原は得て考ふると能はざる往古に屬し、舊記口碑に傳ふる處從つて斷續せるも、史を按ずるに和銅七年（今を距ると千二百有餘年）上毛は相摸常陸及び上總諸國とともに純（太絹）を献ずるあるに徴すれば、此時代に濫觴したるは蓋し争ふべからざる事實なるべし。又一説には人皇四十七代 淳仁天皇の御宇、桐生の人山田某朝廷に仕へ官女白瀧姫に懸想し、思ひのあまり、一首の歌を詠じて之を姫に贈りたり、其歌に云ふ

水無月のいなばの露もこがるゝに

雲井をおちぬしらたきの糸

山田のせつなる思ひ、姫もあわれと見そなはせしが其返しに

雲井よりつひにはおつる白瀧を

さのみなこひや山田おの子よ

此事、長くも叡聞に達し姫を山田が許に下し給ひたるに山田は俱して桐生に歸り白瀧姫は飼蚕し糸繰り機織る手業を善くし給ひしより里人に之を教へたるより桐生領中近邊の産業となりぬれば後人其徳を頌し仁田山村（今の川内村大字山田なり）に機神と崇めまつるは此白瀧姫の御事なり云々。

這は是れ、當桐生を距る二里許り川内村大字山田村に鎮座せる、機神社の縁起書に據るものにして、全然信を措き難き、節なきにあらざれども、如何に桐生織物の起源が詩的の由來を有する歟、絢爛美を競ひ燦然眼を奪ふ、美術的織物の起源史として寔に恰當なるを信するを以て亦一説として茲に掲ぐ。

沿革 我が桐生地方の織物は、如斯起原の下に漸次發達し、爾後生産しつゝ、ありし製品（絹）を、時々朝廷に献納し來りしと云ふ、降つて、朱雀の朝承平天慶の間將門叛乱の變に因り、關東諸國は殆んど麻の如くに乱れ、我地方の如きも亦是れ兵馬倥傯の巷となり斯業爲めに、衰退し萎靡として振はざると數百年なりしが、元弘年間、御醍醐帝の朝、新田義貞大義を唱へ兵を隣郡生品の杜（桐生を距る二

里許縣下新田郡生品村にありに擧ぐるに方り、當地方産の絹地を旗絹用として徵發せられたるに、我地當業者は大に譽れとし、相競ふて之れに應じたりと云ふ、其後應仁の兵乱に據り亦復、衰退に陥りしが、慶長五年關ヶ原の役、徳川家康、源氏の縁りあるを以て之れを吉例とし、義貞の故智に倣ひ、亦我地に旗絹を徵發して、大捷を得たるを以て、後年之が恒例となり、貢に代へて年々二千四百十疋（當時桐生郷の總機臺二千四百拾臺にして一臺一疋を上納せしめたるなり）づゝの旗絹を上納せしむると定めたるより、是れが動機となりて爾來漸く、旺盛の機運を現はし來たりと云ふ、然れども此時代に於ては、薄絹地のみを産出したるに過ぎず、是れ我地方産出の織物に、古來仁田山絹の稱あるに徴するも、思ひ半に過ぎん、降つて享保元文の間、京都の人彌兵衛、吉兵衛なる二人の機工師、相前後して來り、種々なる製織の法を傳へ、茲に始めて斯業の面目を一新し、縮緬古緞子、絹、紗、綾等の織物を産出する、空前の進歩發達を爲せりと云ふ、當時桐生横町に大森辰右工門なる人あり、鶯色地に芭蕉の葉の紋様を顯はしたる、染

色紋織物を製織し、名けて東雲緞子と稱へ賣出したるに、大に世人の好評を博し盛んに販出したりと云ふ、是れ即ち、我地方に於ける染色紋織物製作の嚆矢なりしこととなり、次で文政の頃より斯業に關する技術工程大に進歩し、各機業家の新案と、支那製織物の模倣に據り、相競ふて精巧なるものを製織せり、殊に天保年間に至りては紋工として有名なる、名匠石田九野なる者を出し、種々なる意匠圖案を考案し之を各機業家に與ふると俱に、亦自ら西陣織物を研究して之を織工に傳授し、異彩を放てる珍貴の織物を製出し、範を各機業家に示せるより技術頓に發達し、従つて桐生織物の聲價一時に高きを致せりと云ふ、蓋し大森石田等の苦心に據る所なり、其効績洵に没すべからざるなり、降つて安政年間輸入綿絲を用ひ、絹綿交織を製織して販出せしに世の需用漸く盛んならんとせしに、世は王政復古の盛事に際し海内騷然、亦復一頓挫を來たせしが幾許もなく、維新の隆運に會し、大に勃興の機運に乗ずると俱に斯業に關する當業者中、先覺者熱心者に乏しからず、或は染色化學の研究に心を潛め或は「ジャカード」機械を購入し、

精巧なる織物を製出し、或は團體を設立して法を定め規を施き、粗製濫造の弊を一掃する等有ゆる方面に亘りて改善を講じ、明治十四年には米國の注文に應じ、羽二重輸出を試みたるに大に之が需用を喚起し、爾後多大の輸出をなすに至れり之れ我桐生が我國輸出織物に先鞭を就けたるの始めなりとす、全廿六年英國製の木綿織物に倣ひ、高配海氣と稱する絹綿交織物を製織して米國に輸出したるに、是亦頗る歡迎を享け、引續き多大の搬出をなしたり、是より先き安政年間より、少數ながら濱琥珀と通稱せる純絹織物製作せられ、貿易品として歐米に輸出せられつゝありしが、漸次本織物に改良を加へ、種々なる模様を織り出し輸出を試みたるに、新たに印度方面の需用を喚起し、今日にいたりては印度輸出染織物高等品の、主産地として内外人が我桐生に着目するの盛況を呈するに至れり加之内地向織物も輸取向織物の發展と共に競つて、意匠組織に改良を加へたる結果、種々なる新案織物を製作し、其種類の如きも數百種の多きに至り、美術的織物に在りては、綾羅錦繡の高等品より、綿毛麻苧の普通織物に至る迄、織物たる織物は之を製織し得ざるなきの進歩をなしたり、亦加工、再製整理の如き原料加工等の機械器具の整頓、撚絲、整織兩模範會社設立せられてより、已人事業も従つて空前の發達をなし、所謂錦上花を添ゆるの觀ありて、將來の造詣測り知るべからざれども、各生産地の進歩發達も、急劇なる程度に進みつゝあれば、當地斯業者に於ても今後一層の努力を以て、將來の發達を計畫しつゝあるが故に我國斯業に貢献する所あるべきは、蓋し疑ふべからざる所なりとす。

市場 往古桐生市は、五九の日と定められたりと云ふ、今其由來詳かならざれども、桐生領の總鎮守天滿宮の縁日が、九月九日三月廿五日なりしに因みたるは疑ひなきが如し。降つて享保十六年二月十三日新居藤右衛門等の盡力により始めて紗綾市の開設を我桐生に見るに至れり、今藤右衛門等より、絹買仲間へ發したる通知書に據れば、當地織物市場開市の情態宛然、目に見るの思ひあり。

一於當町各被仰合先規之通絹商買仕候に付何事によらず相互に御相談次第に可仕候見世賃の儀は臺の上二十四文平買は十二文爲取之可申候其外せり衆は見世賃

には不申及候萬一絹等紛失仕候はば相互に立合の上吟味可仕候且又雨降には最寄能所へ指處可申候惣而町中、がさつケ間敷事無之様に可致旨役人方より申附候右様に御心得可被成候其一札仍而如件
享保十六年亥七月

新町五丁目 藤右衛門

同 三丁目 甚兵衛

絹買惣仲間衆中

以上の通知書に據れば、見世賃臺買は廿四文、平買は其半額十二文にして、糶買は特に見世賃を要せざる定めと見へたり。降つて明治初年の頃、三七六の日に開市し來たりし市日を改め、三八、六齋とし、三一五四二六の順序に據り、三丁目一丁目五丁目四丁目二丁目六丁目と逐次交互に絹買市場を開くを例とせり。明治十四年七縣聯合共進會を桐生新町一丁目に開催し、之が會場を引繼ぎ市場となし同廿五年五丁目西裏停車場通（今の末廣町なり）に又市場を建設し、前者を上の

市場、後者を下の市場と通稱し、従前の如く三一五四二六の順序に據り、一丁目二丁目三丁目に該當する市日には上の市場に於て、四丁目五丁目六丁目の市日當日には、下の市場にて開市し來りしが遠來の華客等往々順序を誤り、不便なるを以て、明治四十二年末に上市場は、八の日下市場は三の日と定め、開市するととし、交互開市し取引する慣例と改めたり、開市順序即ち左の如し。

毎月三日、十三日、廿三日 末廣町通即ち下市場に於て開市。

毎月八日、十八日、廿八日 通一丁目即ち上市場に於て開市。

内地織物取引方法 内地向織物は市場取引をなすもの普通にして、各仲買商は一定の店舗に出店し、地方機業家の搬入し來たれる、各種織物に就き全國各地の華客先より、注文し來たれる織物に對し、品質柄行色合等を撰擇し、値段の押し引をなして、之を買ひ入れ、各地に輸送するものとす、故に商況引立ちたる市場は場内の混雜幾んど名狀すべからざれども、最も敏活に處理せられ、當日の買ひ入れ品は夜に入るも、荷造り仕切書等一切の必要事故を處辨し、運送店の手を以て

其織物は各地に輸送せらるゝものとす、而して往々華客自身市場に就き、現品の品質柄行等を選択し、手合をなすものなきにあらざれども、取引に關しては何れも仲買商の手を経るもの多し、之れ賣買者相互の便利に因れる處のみならず、仲買商が賣買の責任を帯び取引者の仲介者として金融(一時的)をなすは機業者及び問屋共に、頗る便利とする處にして因襲の久しき終に習慣となり來たれるなり。又華客にありても僅少なる手数料即ち口錢を仲買商に支拂ふも、其手を経るは買入品に對する全部の責任を負はしむる利益あるが故に、其手を経るは自然の勢ひなりとす、然れども稀れに華客より直接機業家に注文し來たれるものなきにあらざりとも、相互信用程度を詳知する舊識の間柄にある歟、或は特別關係あるものに過ぎざれば、這種の取引は殆んど云ふに足らざる少數なり。而して仲買商組合手数料所謂口錢の規定は左の如し。

口錢一ケ年間取引高

壹萬圓未満壹分八厘
壹萬圓以上三萬圓未満壹分五厘
三萬圓以上壹分二厘

但し口錢の外荷送費用又品代金として、華客の便宜に依り他所拂手形、小切手等を以て送金せられたる場合は、相當の取附手数料若くは割引料等は華客に於て支辨せらるるは勿論のとなりとす。

輸出織物取引方法 輸出織物は、内地向織物賣買と其趣きを異にす、輸出織物は直輸出法未だ行はれず、外國商館の注文品にして、内地向織物と均しく輸出仲買商の手を経るもの多しとす、而して其取引は之を大別して二方法となす、一は現場取引にして、一は委託販賣なり、前者は最初仲買商より或織物を注文し、其數量品質尺巾柄行價格等を定めて取引を豫約し、該品の織上りたる時、機業家は之を仲買商店へ持込み取引を結了するものとし、委託販賣は、機業家に於て仲買商より外國商館の注文を受け繼ぎ、該品製作の上仲買商店の手を経て該商館に輸送し、其賣買價格及び期日を定め取引を爲すものとし、賣買成立の場合は、仲買商に對し一定の手數料を支拂らひ取引を結了するものとす。

賣上勘定に就ては、内地輸出とも現金取引は稀れにして、三十日間拂ひの約束手

形取引大部分を占む、機業家は此手形にて原料を購入し、若くは銀行にて割引をなすを常とすれば、従つて手形運用の途頗る自由を極む、今主なる内外織物仲買商を紹介すれば左の如し。

(内地向織物仲買商)

書上文左工門	小野里合資會社	三越吳服店	高村勝太郎
齋藤正七郎	石井政平	桐生出張所	川島久三郎
合資會社 善商店	合名會社 大山吳服店	戸叶彦平	木村商店
稻村商店	大竹合資會社	安田源造	二國商店
松下岩雄			

(輸出向織物仲買商)

共益商會 書上洋行 江原貞助 小林要次郎
磯部安次郎 寺内合資會社

織物検査及市場取締 輸出向織物は、兩毛織物同業組合所属兩毛輸出絹織物検査

所桐生検査場に於て、其織物各種の標準に據り、一次検査二次検査を施行し、内地向織物は、内地織物検査規程に據り、組合所属の検査場に於て嚴重なる検査を施行す、市場取締としては組合員并に従業者の外、安りに出入し混雜せざるため、二人の門衛を市場の表裏に出張せしめ之を取締と共に、請願巡查外勤係を派出し、市況の概要來客の主なる氏名其總數等を調査せしめ併せて市場の取締に従事せしむ。
組合の起源沿革 桐生織物同業組合の濫觴は、明治十二年桐生會社と稱したる、六百七十一人の團體に起り、一般機業家監督の任に當り、専ら粗製濫造等の弊を矯正せん方法として四種の證紙を發行し、其製品に之を貼付せしめ、品質の良否を識別し易からしむる約を定め、全十五年には更に、仲買商をも加盟せしめ、桐生物産會社と改稱し、一層業務を勵行したり、全十七年農商務省同業組合準則の發布あり、之れに據りて全廿五年桐生商工業組合を組織し、共同制裁の實行大に看るべきものありたり。全廿七年一月縣令第十一號を以て、織物同業組合取締規則を發布せられたるに據り、全規則に準據し、更らに組織を改め益々改善の實を

擧ぐるを得たり。全三十年法律第四十七號を以て、重要輸出品同業組合法の實施に際り、亦復、同法律の定むる處に據り組合定款を改正し、桐生物産同業組合と改稱し、斯業の改善發達を期せり、全三十三年法律第三十五號を以て、重要物産同業組合法發布せられたるにより、組合定款を改正し、着々諸般の事業改善を策したり、偶々物産同業組合にては其標榜甚だ漠然なるを以て、寧ろ織物同業組合と改稱するに如かずとの議起れるを以て、當時實施の定款は舊時の制定に係り、實際に不適切の憾あり、且織物消費稅實施等の爲め、其改正の必要を認め。全三十八年九月組合名稱を桐生織物同業組合と改め、定款を現行の如く改正し、諸般の事務に刷新を加え、成績の實を擧げんとし腐心しつゝあり、因みに組合の起源并に沿革を集約すれば左の如し。

桐生會社時代 自明治十二年至全十五年

桐生物産會社時代 自全十五年 至 廿三年

桐生商工業組合時代 自全 廿六年 至 廿七年

桐生商工組合時代 自全 廿七年 至 三十年

桐生物産同業組合時代 自全三十一年 至 三十八年

桐生織物同業組合 自全三十八年九月改稱したる現在の團體なり。

我組合が桐生織物同業組合と改稱せらるゝ以前に於て、有史以來の大戦役たる、明治三十七八年の役は朝鮮近海に於て開始せられたるを以て、織物市況の如き日に非にして、組合員一般は辛酸具さに嘗めたるに拘らず、義勇奉公の念禁ずる能はず、生業の如き意とするに遑あらず、出征軍人の送迎は云ふを俟たず、内顧の憂ひなからしむる爲め、あらゆる手段方法を講じたり、幸ひにして我軍連戦連捷を博し、列國環視の内に平和克復したるを以て、戦役記念として我桐生地方に相當なる事業を貽さんとの議起り、好箇の記念事業として、縣立桐生織物學校の規模を擴張し、以て將來に於ては、高等の斯業教育を施さんと、地方の有力者大に奔走計畫する所あり。本縣及び縣會に於ても之れを是認し、議擴張と決したるに元組合事務所の敷地は縣立織物學校と隣接し、校舎の増築上必要あり、之れが讓

渡の交渉を受くるに至れり。組合の幹部並に一般組合員亦素より此舉を賛する處あるを以て、直ちに地を桐生町大字安樂土西部字細田千百八拾四番地に相し、明治三十九年末に土工を起し、全四十年建築に着手し、超えて四十一年六月稍々竣工したるを以て、全九月假事務所たる桐生新町五丁目通より、移轉執務することなしたり。尋で、全年十一月廿九日開場式を舉行するに到れり、降つて明治四十四年、數年來の懸案たる輸出絹織物検査施行の議、兩毛織物同業組合聯合會の問題となり検査實施を見るに至り、事務所狹隘なるを以て検査場増築をなす、現今の検査場即ち是れなりとす。今茲に現任役員及び組合會議員を擧ぐれば左の如し

組長 福田兼吉 副組長 缺員
 會計役 高村勝太郎 評議員 藍原角太郎
 評議員 書上文左衛門 全上 境野源八郎
 全上 金子竹太郎 全上 桑原佐吉
 全上 眞尾源一郎

組合會議員 (定員三十二人)

松本房太郎	眞尾源一郎	和田小藏	福田兼吉
木村偉三郎	暮田三次郎	森山芳平	小林榮太郎
石原和市郎	森口唯八	細谷安藏	齋藤嘉吉
中島代次郎	田嶋覺三郎	新井豐太郎	飯塚春太郎
藍原角太郎	森田福太郎	園田豊松	星野喜代三郎
富澤政八郎	山同藤十郎	町田啓次郎	小堀千代松
齒田龜三郎	大川信助	書上文左衛門	高村勝太郎
江原貞助	小林要次郎	朝倉茂三郎	阿部邦三郎

○社團の今昔

●●●●● 四十銀行 桐生町通三丁目にあり、普通銀行業を營む、明治十一年九月國立銀行條例に準據し、第四十國立銀行と稱し營業を開始せしが。同三十一年三月營業滿

期と全時に、會社登記の變更をなし株式會社四十銀行と改む。資本金貳百萬圓支店を東京日本橋區元濱町六、縣下館林町、栃木縣足利町、長野縣小縣郡上田町の四ヶ所に置けり。

頭取 森 宗 作 專務取締役 大澤 福太郎

支配人 宮崎 律三

足利銀行桐生支店 桐生町五丁目にあり、本店栃木縣足利町、銀行業貯蓄部兼營本店は明治廿八年十月支店は全三十年十一月營業を開始す。資本金貳百萬圓

本店頭取 荻野 万太郎 支店支配人 原田與左衛門

縣立桐生圖案調製所 桐生町大字西安樂土にあり、古くより縣立として、縣立桐生織物學校内に設置せられしが、大正二年三月同校廢止に方り現今の地へ移廳せり、而して本所事業の如きは、我桐生織物の骨子とも云ふべきものなるを以て織物組合は其筋に陳情の結果、完全に近き同廳舎を新築せんと目下設計中に屬せり。

所長 長澤 時基

模範工場桐生撚絲株式會社 桐生町大字西安樂土に設置せられ、明治三十七年五月絹撚絲改良の目的を以て、専ら實業を經營することとし、營業を開始したるに製品は豫期の成績を擧げ、機業家の依託益々多きを以て、同三十八年九月第一期擴張を行ひ、從來の工場百六十八坪に連續して百四十四坪を増設し、錘數六千四百八十錘となし、同三十九年八月資本金三萬圓を増加して金六萬圓となせり、次で四十年六月に至り其錘數を七千五百六十錘となし、更に資本金四萬圓を増加して金拾萬圓となし、第二期擴張を行ひ、舊工場に連續して貳百八拾八坪を増設し、其錘數壹萬四千四百錘となれり、明治四十二年十月に至り合資會社を解散して株式組織となし、越えて四十三年七月第三期の擴張を決議し、資本金を現在資本額の廿五萬圓に増加し、漸次工場を増築し錘數を増し、今や總錘數貳萬錘を算するに至れり因に當會社の事業を集約すれば左の如し。

資本金 貳拾五萬圓

拂込株金 貳拾萬圓

桐生製作所 桐生町大字新宿にあり、鐵工製作の目的を以て、明治四十一年一月
合資組織に據り設置せられしが、社業益々隆昌を告げ、初め壹萬五千圓の資本額
なりしを、五萬圓に増加し業務の擴張に資せり。

代表社員 前原準一郎

利根發電桐生出張所 事務所は桐生町大字西安樂土にあり、元渡良瀬水力電氣株
式會社の經營に係る電燈及電力事業を合併したるもの、現今の電力八百キロワツ
トにして桐生足利に送電せり。

本社々長 葉住利藏

株式會社三越吳服店桐生出張所 桐生町通二丁目にあり、内地織物の仕入をなす。

支配人 慶徳豊七

合資會社共益商會 桐生町通四丁目にあり、輸出織物仲買業を目的とし、明治四
十一年七月の設立に係り、資本金六萬圓、横濱市南仲通に出張所を有す。

代表社員 境野源八郎 出張所主任 星野秀三郎

桐生織物市場株式會社 【上市場】桐生町通一丁目にあり、織物賣買市場に充つべ

き建物を設備し、之を貸貸するを以て營業とす、明治十六年一月の組織なり、資
本金七千圓。

全上 【下市場】桐生町末廣丁通にあり、營業の目的前會社に同一にして、明治廿
五年二月創立せられ、資本金四千五百圓。

森合資會社 桐生町通一丁目にして、明治三十七年五月に組織せらる、資本金三
萬圓にして貸付業を目的とす。

代表社員 森晋一郎

境野鐵工合資會社 山田郡境野村にあり、目的鉄工業にして明治三十七年九月設
置せらる、資本金壹萬圓。

業務執行社員 長竹政十郎

團体 織物同志會 明治四十一年一月の創立にして、桐生町及大字下久方に於け
る、交織繻子全縮横全胴裏地等の製造業有志を中心とせる、新進氣鋭の團体にて

會の事業として購買組合を組織し、共同購入をも經營せり。
桐生協勵會 明治四十二年三月を以て山田郡境野村を中心とせる、絹綿交織繻子並に縮横織物製造家に據りて組織せられたる團體にして、製品改良に腐心しつゝあり。

桐生相進會 明治四十二年六月、桐生町大字新宿に於ける純絹高等帶地製造家の組織に係り、各地有力なる得意筋を名譽會員とし、斯業の改良進歩に熱中し、頗る活動しつゝあり。

桐生御召秀友會 明治四十五年七月當地方に於ける、御召織物製造業者を以て組織せられたる大團體にして、着々斯業に關する改善の實を舉げ、我桐生御召織物を以て百尺竿頭尙一步を進めんと奮勵しつゝあり。

桐生研獎會 大正三年一月一日創めて、設置せられたる團體なれば、事績の因て激すべきものなしと雖も、糸織及び節糸織製造業者の組織に係る團體なり。

生紹改良同盟會 本團體は明治四十年四月地方特有物産たる、生紹織物改良の目的を以て起れる、團體なり。

附言 社團の概況前段述べたる如くなれども己人經營に係る大商店大工場亦甚だ尠からず、

左に之れを紹介せん。

書上商店 桐生町通二丁目店舖を有し、横濱市南仲通及び清國上海英租界に支店を有せり、清國上海の商業は、書上洋行の名稱を以て經營せり。内地織物仲買

商及び歐洲向羽二重仲買商并に清國向輸出織物業を兼營せり。

小野里合資會社 桐生町通五丁目店舖を有し、内地向織物仲買商の老舗なり。

高村商店 桐生町通三丁目にあり、是又内地向織物仲買商を經營す。

齋藤商店 桐生町通四丁目店舖を有し、内地向織物仲買商を營む。

石井商店 山田郡境野村にあり、亦是れ内地向織物業を經營す。

飯塚工場 山田郡廣澤村に工場を構ひ、瓦斯「インジン」廿馬力蒸汽機關六馬力電

氣動力三十馬力を以て、最新式鉄製紋織力織機百有餘臺并に紋織手織機百數十臺を運轉し、専ら輸出高等染色物の製作に従事せり。

江原工場（桐生町大字新宿）森山工場（桐生町大字安樂土）青木工場（山田郡梅田村）桑原工場（山田郡川内村）堀工場（桐生町西安樂土）鹽谷工場（桐生町東安樂土）小野工場（桐生町通四丁目）松井工場（全上）石原工場（桐生町大字安樂土）荒工場（桐生町大字西安樂土）萩原工場（桐生町大字新宿）西尾工場（全上）等は輸出向高等織物製造を經營する、屈指の工場にして、或は動力の裝置に或は機械器具の改良に腐心し、斯業の進歩發達に努力せり。

内地向織物工場 木芳工場（桐生町新宿）齋元工場（全上）岩善工場（全上）岩直工場（全上）福常工場（全上）周東工場（全上）大徳工場（全上）暮田工場（全上）森彦工場（桐生町通五丁目）小良工場（全通四丁目）住吉工場（桐生町下久方）西山工場（桐生町大字新宿）岡本工場（桐生町下久方）等は御召織物製造を經營する、有力なる製造元なり。

福森工場（桐生町大字新宿）福兼工場（全上）岩耕工場（全上）遠坂工場（全上）笠原工場（全上）堀越工場（全上）藤國工場（山田郡廣澤村）藤豊工場（全上）

藤直工場（全上）一ノ瀬工場（全上）以上は純絹琥珀帶地製造工場の重なるものなり。金善工場（桐生町西安樂土）池田工場（山田郡相生村）茂木工場（桐生町下久方）石瀧工場（山田郡境野村）和田工場（桐生町）田村工場（桐生町下久方）森福工場（山田郡相生村）以上は専ら節糸織を製作する、有數なる工場なり。

松本工場（桐生町通一丁目）平善工場（全上）細谷工場（桐生町下久方）齋藤工場（全上）遠坂工場（桐生町新宿）眞尾工場（桐生町一丁目）上角工場（全上）橋本工場（全上）田中工場（山田郡境野村）牧榮工場（全上）新豊工場（全上）岩角工場（全上）中島工場（山田郡廣澤村）等は絹綿交織縺子類帶地製造業者の重なるものなり。

北穎工場（桐生町通一丁目）田榮工場（山田郡川内村）田宗工場（全上）藍角工場（山田郡相生村）蛭沼工場（全上）下山工場（全上）中榮工場（山田郡川内村）以上は縮緬及び生絹製造業として、有力なるものなり。

精練工場 江原工場（桐生町大字新宿）岩崎工場（桐生町大字東安樂土）以上は

輸出羽二重精練業法に據り、認可せられたる工場なり。
染色整理工場 兩毛整蠶株式會社(前掲) 岩崎工場(前掲) 朝倉工場(桐生町大字新宿) 佐々木工場(全上) 角田工場(桐生町通六丁目) 田邊工場(全上五丁目) 佐藤工場(全上一丁目) 江原工場(前掲) 須東工場(桐生町新宿) 井戸工場(全上) 吉田工場(桐生町通五丁目) 以上は首題工場の重なるものにして機械の完備を以て優り技術の優良を以て優り何れも業務に奮勵しつゝあり。
燃絲工場 摸範工場 桐生燃絲株式會社(前掲) 吉田工場(桐生町西安樂土) 中村工場(桐生町通一丁目) 平田工場(全上) 藤辰工場(桐生町大字新宿) 阿部工場(全上) 野間工場(全上) 星誓工場(全上) 中山工場(全上) 新駒工場(山田郡境野村) 新井工場(桐生町大字新宿) 等は其重なるものにして、各種織物原料たる燃絲製造に關し、獨特の技倆を有せり。

桐生機業に因める古歌をしるし本節を飾らむ。

上野や桐生おとめがおる機の

濱 臣

あやしきまてに見ゆるわさかも
此里のさかねをまもる織ひめの

めくみあをかぬ人なかりけり

三 草 子

○交通運輸并に通信

桐生驛 町の西端桐生町大字安樂土西部に設けられ、東京奥羽常總方面に往復すべき、旅客貨物は小山驛を分岐点とし信越及び中仙道に來往するには、高崎驛を分岐点として聯絡せり。專屬運送店として新井早川小泉山田等ありて、出入貨物の運搬を取扱ひ居れり、亦た足尾鉄道は、桐生驛を起点として大間々花輪を經て足尾に達するものとす其營業權を官設鐵道に委託したれば、桐生驛は桐生驛長の管する所なり、本線路は開業日尙淺きを以て、旅客數甚だ多からずと雖も素より、貨物輸送に重きを置き敷設したるものなれども、將來は桐生足尾間浴道の開發も最も便利なるべきは疑ひを容れざる所なり、殊に東武鐵道會社は太田驛より

枝線を延長し、足尾鐵道相老驛に接続したれば、東京方面への旅客并に貨物運輸には頗る至便の行通機關とはなれり。

新桐生驛 町の西南端即ち廣澤村の北部に設置せらる、是れ東武線太田驛より分岐し相老驛と接続する枝線の一驛にして、當桐生より埼玉及び東京方面へ達する旅客及出入貨物の運搬に便せんとして開通する處なり、我桐生町は東武線路の將來地方開發に、最も必要なるべきを慮り、巨費を投じて道路橋梁を新設したるの結果、町の中心たる盛運橋より、南西に向つて一直線に同驛に達すべく、距離又僅かに拾五町に過ぎざるを以て、埼玉并に東京方面の旅客及び、出入貨物も漸次當驛を経過するもの多きを加ふる有様なり、殊に東京に到らんには本線に據るときは、官線に比し、二時間を短縮する利益ありとす。東武鐵道會社も銳意當驛の繁榮を策せんとし、當驛專屬の幌馬車敷臺を常備し、當桐生に出入する旅客の便に供せり。當驛より桐生町に達する馬車賃金僅かに八錢の低廉なり。
桐生郵便電信局は、町の中心たる通四丁目に設けられ、大字新宿に支局を置き、

一般の信書爲換小包郵便等を敏速に取扱ひ居れり。亦明治四十年電話架設以來數次の擴張をなし、加入口敷殆んど七百に近く、殊に附近村落に於ても之れが架設を切望して止まざる有様なれば、將來擴張の機もあらん歟、其申込も非常に多かるべく、地方の利便益し尠少にあらざるべし。

茲に我桐生より樞要の各驛各地に達する哩數、及び里程を擧ぐれば左の如し。

- 全……… 桐生…………… 足利…………… 九哩十四鎖
- 全……… 伊勢崎…………… 十哩六鎖
- 全……… 前橋…………… 十八哩一鎖
- 全……… 高崎…………… 廿四哩十鎖
- 全……… 小山…………… 卅二哩七十鎖
- 全……… 水戸…………… 七十四哩四十鎖
- 全……… 上野…………… 八十哩六十六鎖
- 全……… 宇都宮…………… 五十哩六十八鎖

全…小山…日光 七十五哩六十八鎖
 全…前橋…新町 三十哩五十鎖
 全…前橋…上野 八十七哩十鎖
 全…高崎…磯部 三十五哩四鎖
 全…高崎…長野 九十五哩廿七鎖
 全…高崎…直江津…新潟 二百廿六哩七十九鎖
 全…新橋…橫濱 百三哩
 全…新橋…靜岡 二百哩八分
 全…新橋…京都 四百拾哩九分
 全…新橋…大坂 四百三拾七哩七分
 全…小山…仙臺 貳百貳哩二分
 全…小山…青森 四百四拾壹哩九分
 (以上汽車哩數)

桐生…大間々 二里
 全…太田 四里
 全…足利 四里
 全…前橋 七里十八町
 全…熊谷 九里
 全…高崎 十里
 全…新町 十里十二町
 全…伊香保 十三里九町
 全…四方 十九里九町
 全…草津 廿三里卅二町
 全…館林 八里十町
 全…富岡 十四里三十町
 全…下仁田 十八里十町

全……………妙義

十六里十五町

(以上道程)

○官 衙 學 校

山田郡役所 山田郡桐生町大字安樂土西部にあり、明治十一年の創設にして爾後處々に移轉せしが、明治三十三年三月三日現今の廳舎落成したるにより開廳す、舍廳建坪百廿坪五合倉庫拾七坪五合なり

部長 直井三郎 一課長 唐澤國太 二課長 近藤馬治

桐生町役場 位置山田郡役所と同じ。以前は桐生町五丁目にありしが、狹隘にして執務不便のため、明治卅四年一月廿五日建築に着手し、同年十一月廿日竣工全廿四日移廳し、同三十五年一月四日開廳式を舉ぐ、敷地五百三十九坪、總建坪百廿六坪五合五勺なり。

助役 前原良太郎

助役 澤田莊太郎

桐生郵便電信局 桐生町通四丁目にあり、特定三等局にして明治卅二年舊建物狹隘不便の爲め、現局舎を新築せり。同三十七年十一月竣工坪數六十五防火の設備をなしたる石造二階建なり。全四十年電話交換所を二階に設置す。

局長 新井安造

桐生警察署 桐生町通三丁目にあり、明治三十八年五月十一日起工、同年十月三十一日落成開廳す、敷地三百七十一坪四合建坪八拾九坪。

署長 上原英夫

桐生稅務署 桐生町大字安樂土西部にあり、明治廿九年十一月創立、同廿九年勅令第三三七號稅務監理局官制に據り、稅務監理局の補助機關として、稅務に關する事務を執行し、同三十五年十月三十一日勅令第二四二號稅務署官制に據り、直接大藏大臣の監理に屬し、稅務に關する法律命令を執行するに至る、本署は元桐生町通一丁目にありしが、廳舎狹隘にして執務上不便なるより、現今の署長自ら郡内の有志者を歴訪し、其賛成を得一口五拾圓の出資を募集し、賛成人員百三十

二人出資株貳百口を得たるを以て、茲に鳳岡會なるものを設け、地を當所に卜し建築敷地四百壹坪九合九勺を買收し、廳舎三棟倉庫一棟を新築し、竣工を告げたるを以て明治四十四年一月一日開廳するに至れり、而して鳳岡會の事業として本廳舎の賃貸料及び積立金を以て年五分の配當をなしつゝあり。

署長 副司稅官高田菊一郎

桐生停車場 桐生町大字安樂土西部にあり明治三十六年十二月の建築に係り、總地坪一萬三百六十九坪、建坪千二百六十七坪

驛長 眞田重幸

新桐生停車場 山田郡廣澤村にあり大正二年四月の新築なり、地高層にして眺望頗る佳なり。

驛長 松尾住一

高等専門染織學校 桐生町大字下久方字宮頭に建築中なり、敷地坪數一萬五千坪總工事費四拾貳萬五千圓、内縣費廿八萬五千圓、郡費貳萬圓、町費八萬圓、織物組合費六萬圓の豫定なり、而して什器室小使部屋物置等は既に出來し、講堂教室等は目下工事中に屬す、此工事費約六萬圓とす、大正五年に工事を竣へ同六年に開校の豫定なり。

山田郡立桐生高等女學校 桐生町大字安樂土東部にあり、元本校は安樂土西部にありしが高等専門染織學校設立せらるゝとに決したる爲め、縣立桐生織物學校は大正二年四月廢校となりしを以て、同年十二月其舊校舎へ移轉し、開校教授を開始せり。

校長 井部貞吉 教頭 桃井忠義外に職員八名なり。

桐生尋常高等小學校 桐生町大字安樂土東部にあり、明治四十二年一月十九日の建築に係り、敷地三千六百八拾四坪、建坪四百三拾五坪

校長 原澤銅太郎 首席 江森平吉外職員廿一人なり。

桐生西尋常小學校 桐生町大字安樂土西部にして、明治三十六年六月の建築に係り、建坪貳百五十八坪五合、同四十二年四月百五十九坪五合を増築せり。

校長 相馬庄平 首席 柳瀬昌史外職員十四人
桐生北尋常小學校 桐生町二丁目裏にあり、明治三十一年十二月建坪四百五拾九坪五合を有せしが同四十二年三月更らに四百四拾五坪の増築を爲し、兒童の集容教育に使せり。

校長 大塚鋼太郎 首席 黒埜辨之助外職員十八人

同校邸内に亦幼稚園の設けあり

園長 大塚鋼太郎 保姆二人

桐生南尋常小學校 桐生町大字新宿にあり、明治三十五年五月建築し、建坪七十二坪五合なりしか、三十六年二百有余坪を増築し、更らに同四十二年三月百六拾坪を増築したり。

校長 眞井 晁 首席 田嶋三郎外職員十六人

私立桐生裁縫女學校 桐生町一丁目よあり、専ら裁縫を教授す。

校長 番 幹

私立桐生裁縫補習學校 前掲桐生裁縫女學校内に設けられ、明治三十九年九月より授業を開始す。

産婆看護婦養成所 桐生町五丁目にあり、明治四十五年桐生醫師會の發起に係り、第二回の卒業生を出し、豫期の成績を擧げつゝあり。

所長 醫師桑原文作

○神社 佛閣

機神社 山田郡川内村大字山田に鎮座す、祭神白瀧姫（卷頭の寫真版并に前掲桐生織物起源の條に詳かなれば参照せらるべし）舊曆七月七日、正月七日の縁日には、織物工女の參詣往古より頗る多し。

天満宮 桐生町大字下久方にあり、祭神 天穗日命、菅原道實公相殿、社格村社土俗呼で岩の上の天神と云ふ、舊社領朱印地二十石を附與せらる、宮殿の結構甚だ宏大ならず雖とも、彫刻の美壯觀を極む、桐生新町總鎮守にして、縁起祭典に

は町内數個所に飾り物等を設け、近郷近在の參詣者夥しく、數日間に渉るは皆能く人の知る處なり。
美和神社 (延喜式内) 桐生町大字西安樂土桐生ヶ岡に鎮座す、祭神大物主命にして社格は郷社なり、創建は書記崇神の御卷に因りて致ふるに同御代の勸請なるべし、末社百二十一社。

八幡宮 桐生町大字新宿にあり、祭神は應仁天皇にして社格は村社なり、元龜年間創建なりと口碑に傳ふ、二回火災に罹りしたため、古書寶物烏有に歸す、現時の社殿は約二百年前の建築にして、十有餘年前修繕を加へたり。

稱荷神社 桐生町大字安樂土東部常木の鎮座す祭神大宜津姫命にして社格は村社なり、勸請慶長十八年。

八坂神社 位置 桐生町西安樂土

母衣輪神社 位置 全上

白髭神社 位置 桐生町大字安樂土西部

諏訪神社 位置 全前

吾妻神社 位置 全山上

雷電神社 位置 全山上

福應山圓満寺 桐生町二丁目西裏にあり、宗派は古義真言宗にして寺格は、高野

山隨心院末、開基年月詳かならず、元禄元年火災に罹り、同五年再建明治三十一年又々火災に逢ひ再建。

天善山大藏院 桐生町大字下久方にあり、天台宗比叡山延曆寺末開基不詳、當寺は古代の寺院なりしが、正徳の交火災に罹り舊記焼失享保年間再建、安政六年不幸にして又々烏有に歸し、同年再建せるも只形迹あるのみなりしが、明治四十年

宏莊なる再建をせり。

大慈山光明寺 桐生町大字安樂土西部にあり、禪宗上久方鳳仙寺末、開基雲碩和尚にして寛永十三年なり、

田中山淨蓮寺 桐生町通六丁目にあり、淨土宗にして永祿元年玉念和尚の開基す

る所なり、玉念和尚天正七年江州安土に宗論す、和尚自筆の宗論明細書あり、當寺の什物とす、慶安元年徳川家より寺領十七石五斗の朱印地を賜ふ、以前は茅葺なりしを檀徒の盡力により瓦葺となす、境内清淨寺運の隆盛なる地方隨一とす。

桐生山鳳仙寺 桐生の北梅田村上久方にあり、堂宇高莊境内幽邃桐生地方禪宗の本寺格にして、名刹の一たるを失はず。

梅田山西方寺 山田郡梅田村大字上久方にあり、臨濟宗建長寺派小本寺なり、安

貞元年桐生小太郎藤原綱元之を建立す、開山は萬古梵亘上人なり初め淨土宗なりしが、桐生次郎藤原綱元之を替ゆ、中興開山勅賜法光圓融大禪師なり、什物には桐生小太郎藤原綱元が頼朝に従ひ、富士川合戦の節用ひし鎧一領あり。

韋提山致請院定善寺 桐生町大字新宿にあり、淨土宗大光院末なり、桑譽了的上

人の開基なりとす、了的上人の袈裟を寶物とす。

寂光院 桐生町二丁目西裏にあり、日蓮宗にして池上本門寺末とす、新井日薩の開基なりとす、新井日薩師は元桐生二丁目の人にして、嘗つて同宗管長として命

名ありし碩徳なり。

○名 勝 舊 蹟

桐生の地固より山間の一市街なれば、遠く探り廣くもとむるに於ては、名勝舊蹟必ずしも乏しからずと雖も、附近に於て之をもとめん歟、絶勝と誇るに足るもの洵に尠し、去りながら亦た棄て難き箇所なきにあらず。其二三を摘みて之れが梗概を叙すべし、山水に常主なし、其無盡藏なる乞ふ來りて清遊を檀にせらんとを。

探梅 前掲神社の部に於て紹介したる、天満宮の境内亭々として、雲を凌げる古松の影を踏み、社殿に進まば人をして自ら敬虔の念に禁へざらしむ、拜跪社殿を一周せんか、先づ彫琢の美人工の妙に驚異すべし、時に暗香徐ろに人を襲ふものあり、想はざりき社頭の梅花南枝既に綻び來りて早春を報せんとは、觀賞多時身神倦むあらば、宜しく筇を西方寺に轉すべし、西方寺は町を距ると約一里、梅田村上久方にあるは既に前節に述べたる處、境内到る處梅を植わたり、年月古から

されば樹容古雅の態に乏しと雖も、數百株の多き、遠く之れを望めば、殘んの雪かど疑われ、近く園中を徜徉すれば、疎影横斜の狀畫も亦如かさるものあり、豚々たる幽香衣袂に滿つ、況んや瘦軀鶴の如き老僧、花間を逍遙するなど、寔に塵外の趣きなきにあらず、文人墨客ならねど、年一年杖を此處に曳くもの多きを加ふ、所以なきにあらざるなり。

櫻狩 櫻は光明寺、圓滿寺、妙音寺附近一帶に佳なり、光明寺は桐生停車場より約十丁、觀音山の麓に在り、眺望佳ならざれども、俗界を去ると遠く、眞に觀櫻の好適地なり、此地靈泉あり浴舎を營む者あれば、一浴を試むも可なり、圓滿寺は是處を去る三四丁桐生ヶ岡公園と相接すれば、花間桐生町を一瞬に聚め、飛杆の香烟筒の烟、對照甚だ奇亦た乗つべきにあらず、妙音寺は圓滿寺を去る一丁許の北にあれば、東風一たび蕾を破らば四邊一帶、花歟雲歟を疑はしむ、亦是れ一日の賞遊を試むに足らん。

河鹿 近くを望まば桐生川に如くはなし、風徐ろに河心に生じ、漣波紋を描く、

既に涼氣の起るを覺ゆるに、水底の河鹿ヒョロ／＼の聲をなす、斷續縷の如く水聲是れに和して餘韻嫋々、心耳轉た爽快なり、苦熱何れにあるかを知らず、遠く之れを求めんか、押山川亦佳なり、押山は桐生を距る二里許梅田村の山際にあり地僻なれども境幽邃、河流清冽洵に掬すべし、是處亦河鹿に富む、地窮まる處冷泉なり、湯元を大川某と云ふ、古へより痔疾、疝氣、寸白に妙なりと云ふ、試浴するも又可ならずや。

桃花 圓山公園を冠とす、圓山は桐生驛を距る西三丁、殆んど其名の如き一小丘阜にして、往時笠懸野と稱したる相生、笠懸、新宿、廣澤等の各村落を一瞬の下に聚め、我上毛の三山は云ふも更らなり、遠くは信越武總の山岳を望み、眼界の廣き際涯なし、新居某山上に別墅を構ひ、數百の桃樹を栽培したれば、晩春の遊覽に好適なり、亦た渡良瀬の流、山脚を纏ふをもて觀月にも絶好の地となす、嘗つて、今上陛下東宮殿下にましくたる時、鶴駕を桐生に寄せられたる際、此山上に御登臨の榮を給りたるは、園主絶好の記念とする處よして、山靈亦長へに榮

とするなるべし。

紅葉 高津戸橋畔及び根本、棧間を以て其冠とす、高津戸橋は桐生より約二里、渡良瀬川に架せられたる釣橋なり、仰ぎ望めば要害山雲霄を衝き、俯して臨めば深潭藍を湛ゆ、兩岸の絶壁は刀もて削るが如く、老松古樹蟠屈したるの邊、之れに纏わる藤蘿霜に飽き、紅葉恰も燃ゆるが如く、彌生の花よりもあざやかなり、根本は桐生を距る六里、桐生川に沿ふて其上流にあり、ざら淵、大根おろしの佳景、石嶋の怪石等勝地亦た少なからず、之れを纏綴するに紅葉を以てす宜しく杖を曳くの價値ありとす、加之其候是所に遊べば、鶯の燒鳥を賞味するを得べし、桐生名所名物の一たるを失はざるなり、棧間は押山川に沿ふて其窮まる處にあり、籠岩の奇に加えて紅葉の美觀亦た一たびの探勝に値あり。
以上の外桐生家墳墓の地たる、白髭の杜、城山の城趾等舊蹟亦た尠ながらされども枚舉に遑なきをもて、桐生八勝の古歌を紹介して筆を擱くことなしぬ。

桐生 八勝

光明寺の櫻

はなでらの花咲く風は山の名の

岩木戸どちらとほさずもかな

海上 織平

桐生川の蛙

山吹の花見にすれば桐生川

おりにあひてもなくかはづ哉

小嶋 行猷

柳橋の螢

柳橋したゆく水にちる露は

光りをうつすほたるなりけり

書上 勝好

白髭の杜の夜雨

さよふけて木影しぐる、村雨は

松の傘かしらひげのもり

よみ人しらす

吾妻山の秋月

秋の夜の月のかゞみにうちむかふ

吾妻の山のすがたよろしも

書上 守雄

小倉山の鹿

小倉山紅葉見にこしかへるさを

ふもどにおくるしかの聲かな

二渡 信經

美和神社暮雪

松杉のすがたもわかすなりにけり

美和のやしろのゆきの夕くれ

石原 幾朝

鷺か峰の晚鐘

おろし來る鷺の高ねの夕かせに

空よりひやくいりあひのかね

小嶋 春比古

○旅館料理店

旅館 我桐生は兩毛商工業の中心にして、地方屈指の都邑なれば、交通運輸共に頻繁の要衝なり従つて、各地より雲集する、商人旅客の數頗る多く、旅館の設備繁昌又以て知るべきなり、其重なるものを紹介すれば左の如し。

桐生館別館 桐生町五丁目

金木屋 全 全

藤文 全 全

東屋 全 全

丸屋 桐生末廣町

田川屋 桐生停車場前

料理店 桐生館 桐生町通五丁目にあり、高踏聯舞の大宴會に適し、低酌微吟の

小酌にも亦可なり

●桐の家 桐生町四丁目裏通にあり、鳥料理を主とし、調理可酒亦醇なりとす

●赤城亭 桐生町五丁目にあり、西洋料理を主とし、會席をも兼ね。

●吉野屋 桐生町五丁目裏通りにあり、天麩羅を主とし、何れの調理も仰せのまに

くなり

いづ新 桐生町通三丁目にあり、古くより鰻料理を以て名あり、されどお好みに

應じて種々の調理をなす

●大金 桐生町二丁目にあり、是又鰻料理、牛肉調理を主とす

●蛭子屋 桐生町西安樂土にあり、蒲焼を専門とし、會席をも兼ね。

●林源 はや源と通稱す、桐生町末廣町にあり、牛肉専門にして、蒲焼其他の調理

もなせり、お手輕向として人氣あり。

●丸屋 はや源と同じく末廣町にあり、蒲焼及びつぐの焼鳥評判よし。

●堀越 桐生町大字新宿にあり、鰻蒲焼専門を以て名あり。

蕎麥温飩にて賞賛せらるゝは鈴木庵、山本屋、宮嶋庵、東京庵等なり。

○花 柳 界

藝妓 我桐生の地年額壹千三百方圓の織物産出額を數ふる盛況を呈せるより、花柳界又た自ら殷賑を極め、大小の紅襦袢を以て算ふるに至れり、我地に來り遊ぶものは、粹と不粹の別なく、一たびは當市一流の名妓を呼びて、是ッビ酒間の幹旋を命ぜらるべし、其艶麗なる容姿と玉の如き嬌音とに接せん歟、時をらざるに心自ら春の如きを覺え、以て積鬱を散すべく、以て旅情を慰め、浩然の氣を養ふを得べし。

●劇場 桐生帝國座 桐生町大字新宿にあり、元新松座と稱せるを、明治四十五年

の初め改築したるもの、株式組織を以て創立せり、結構壯麗町の一異彩にして、

●衛生設備等又備はれを以て、每興行常々大入を占む。

●桐座 桐生町大字西安樂土にあり、是又株式を以て古く設置せしものなるが、明

治四十五年中改築と殆んど撰むなき大修繕を加へたれば、是亦た衛生設備其他間

然する處なく、每興行好評を博せり。

寄席 常設電氣館 元末廣亭と稱す、桐生町末廣町にあり、四五年前の建築に係るを以て、建物等も古からず總ての設備完全なりとす。

能樂館 桐生町四丁目東裏にあり、今は織物貯藏場假事務所にあてらる。

球技場 桐生町四丁目にあり、野上吉治の經營に係る、何人に限らず隨意闘技するを得べし。

桐生館にも又此設備あり、同館に客たるもの闘技隨意とす。

大弓場 元寄亭の一たりし、桐生町大字東安樂土能樂館の傍にあり、自稱爲朝毎日群集し、中々盛んなり。

○關東地方ご市日

關東地方にして、織物取引のため古來より、開市せられ居るもの左の如し、

桐生 三二八の日

毎年一月三日市は、之れを廢し八日に繰り下げ、四月三日は其前日二日に繰上げ開市せり。

足利五、十の日（二月晦日に限り三月一日に繰り下げ）佐野一六四九の日、大間々四九の日、伊勢崎一六〇の日（一月一日に限り前日に繰上げ）高崎五十の日、藤岡四九の日、所澤三二八の日、飯能六十の日、深谷五十三八の日、本庄二七〇の日、川越二六九の日、行田一六〇の日、小川一六〇の日、越生二七〇の日、上野原一六〇の日、谷村二六〇の日、猿橋三七〇の日、八王子四八〇の日、青梅二七〇の日、五日市五十の日、府中一七〇の日、田魚二六〇の日、原町二六〇の日、箱根ヶ崎一六〇の日、半原五十の日、溝三七〇の日、館林四九〇の日、厚木一五〇の日、

桐生織物同業組合定款拔萃

第壹章 名稱及事務所位置

第一條 本組合ハ桐生織物同業組合ト稱ス

第二條 本組合ハ事務所ヲ群馬縣山田郡桐生町大字安樂土村千百八十四番地ニ置ク

第貳章 組合ノ地區及營業ノ種類

第三條 本組合ノ地區ハ左ノ如シ

- 一 群馬縣山田郡一圓
- 一 同縣新田郡ノ内笠懸村藪塚本町、強戸村
- 一 栃木縣足利郡ノ内菱村、小俣村

第四條 本組合ハ織物製造業、織物仲買商、織物整練業、撚絲商ヲ以テ組織ス

第參章 目的及業務

第五條 本組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持シ斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的ト

第六條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ便宜左ノ業務ヲ施行ス

- 一、組合員ノ參考ニ必要ナル禮物ノ標本其他ノ材料ヲ蒐集スルコト
- 二、物産ニ係ル各種ノ統計ヲ調製スルコト
- 三、機關雜誌ヲ發行シ又ハ月報ヲ編纂スルコト
- 四、製産品ヲ検査シ組合擔保ノ制ヲ設ケルコト
- 五、物産上ニ係ル品評會共進會講談會ヲ開キ若クハ内外博覽會ニ關スル事務ヲ處理スルコト
- 六、商工業視察員ヲ内外國ニ派遣スルコト
- 七、製産品ニ關スル原料品等ノ試験及鑑定ヲ爲スコト
- 八、登録法ヲ設ケ意匠圖案其他發明ニ關スル事ヲ保護獎勵スルコト
- 九、物産ノ販路擴張ノ方法ヲ講スルコト
- 十、組合員ニ對シ機器器具其他總テノ改良ヲ獎勵シ其實行ヲ期セシムルコト
- 十一、機業ニ關スル同業組合ト氣脈ヲ通シ聯合會ヲ組織シ斯業ニ關スル利害ヲ講究スルコト
- 十二、組合員ノ營業ヲ確保増進セシムル爲メ適宜ナル産業組合ノ組織ヲ獎勵スルコト

- 十三、官廳ノ諮問ニ應ジ又ハ物産上ノ利害ニ關シ其筋ニ建議シ若クハ請願チナスコト
- 十四、組合員相互ノ間ニ生シタル營業上ノ爭議ニ關スル調和ノ策ヲ講スルコト
- 十五、組合業務上又ハ同業者ノ利益ヲ興シ若クハ利益タルヘキ功勞アルモノハ特ニ彰表ヲ爲スコト
- 十六、貸業者職工其他使用人ノ獎勵方法ヲ設ケ其弊害ヲ矯正スルコト
- 十七、營業ノ種類ニ依リ部會ヲ組織シ其部ノ利害ヲ講究セシムルコト
- 十八、前項ノ外評議員會及組合會ノ必要ト認メタル事業

第四章 組合員ノ加盟及脱退ニ關スル規定

第七條 本組合ノ地區内ニ於テ第四條ニ掲ケル營業ヲ爲スモノハ本組合ニ加盟スヘシ
地區外ノ者ト雖モ地區内ニ來リ組合會ト同一ノ業務ヲ爲スモノ亦同シ

第五章 組合員ノ權利義務

第十二條 本組合員ハ組合ニ對シ左ノ權利ヲ有ス

- 一、組合ノ役員ニ選舉セラレ又ハ選舉チナスコト
- 二、組合ノ業務施行上ニ付諸文書帳簿類ヲ閱覽シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得
- 三、組合ト同一目的ノ爲メ組合ノ建造物ヲ使用スルコトヲ得

四、營業上ノ權利ヲ侵害セラレシ爲メニ組合ノ利害ニ關スル場合ニ於テハ組合事業トシテ權利回復ノ方法ヲ求ムルコト

五、組合解散ノ場合ニ於テハ財産ノ分配ヲ受クルコト但シ解散以前ニ廢業シタルモノハ此限ニアラス

第六章 役員ニ關スル規定

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、組長 一名
- 二、副組長 一名
- 三、會計役 一名
- 四、評議員 七名

第十五條 組長副組長會計役評議員ハ各部組合員中ヨリ組合會之ヲ選舉ス

第十六條 組長ハ組合ヲ代表シ組合全般ノ業務ヲ總理シ其責ニ任ス

副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

會計役ハ本組合經費ノ出納及會計事務一切ヲ主管ス

評議員ハ組長ノ諮詢ニ應ジ組合全般ノ業務ニ參與シ其狀況ヲ監査ス

第七章 事務員ニ關スル規定

第二十三條 本組合ニ左ノ事務員ヲ置ク

- 一、書記長 一名
- 二、検査主事 一名
- 三、書記 若干名
- 四、検査掛 若干名

第八章 會議ニ關スル規定

第二十七條 會議ヲ分チテ左ノ四種トシ組長之ヲ招集シ評議員會部長會及組合員總會ニ關スル會議ノ順序

方法等ハ總テ組合會ノ規定ニ準據ス

- 一、評議員會
- 二、組合會
- 三、部長會
- 四、組合員總會

第三十條 組合會議員ハ定數ヲ三十二名トシ左ノ割合ニ依リ各部ヨリ之ヲ選舉ス

但シ第一部第二部ニ限り之ヲ通シテ便宜選舉區ヲ定メ各地ヨリ選出セシム

- 第一部 二十六名
- 第三部 二名
- 第四部 二名
- 第二部 二十六名
- 第五部 一名
- 第六部 一名

第三十一條 前條第一部第二部各區ノ區域及ヒ各區議員ノ定數ハ左ノ如シ

區名	區域	議員數
第一區	桐生新町	三名
第二區	新宿村	三名
第三區	安樂土村東部	二名
第四區	全 村西部	二名
第五區	下久方村	二名
第六區	梅田村	一名
第七區	境野村	二名
第八區	廣澤村	一名
第九區	相生村	二名
第十區	川内村	二名
第十一區	大岡々町 福岡村	一名
第十二區	新田郡ノ内 笠懸村、藪塚本町	一名

第十三區 新田郡鹽月村山田郡毛里田村 一名
 山田郡矢湯川村全葦川村
 山休泊村

第十四區 栃木縣足利郡菱村 一名

第十五區 全 縣全 郡小俣村 一名

第三十七條 組合會議ハ通常臨時ノ二種トシ通常會ハ毎年一月及五月ニ之ヲ開キ臨時會ハ臨時必要ノ場合ニ於テ之ヲ開會スヘシ
 但シ組合會議ノ決議スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一、組合經費豫算ノ決議徵收法及決算并ニ業務成績ノ認定ヲナスコト
- 二、役員ノ選舉又ハ役員及議員等ノ資格進退ニ關シ異議アルトキ若クハ役員違約處分ヲ要スルトキ
 其他一般違約處分ニ對スル異議ノ申立ヲ判定スルトキ
- 三、組合ノ基本金及ヒ財産ノ處分ニ關スルトキ
- 四、沒收品ヲ處分スルコト
- 五、豫算ヲ以テ定ムルモノ、外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ヲ放棄スルニ關スルコト
- 六、訴訟提起又ハ和解ニ關スルコト

七、官廳ノ諮問ニ答申シ又ハ建議請願等ヲ要スルトキ

八、定款ヲ改正セントスルトキ

九、第十二條ノ第四項ノ請求アリタルトキ

十、前各號ノ外組長ニ於テ必要ト認メタル事項

第四十七條 部長會ハ組長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス

第四十八條 組合員總會ハ第一百十八條ニ定メタル場合ニ於テ開會スルモノトス

第九章 會計ニ關スル規定

第四十九條 本組合會計年度ハ毎年四月一日ニ起リ翌年三月三十一日ニ了ル

第五十條 本組合經費ハ左ノ方法ヲ以テ各部ヨリ徵收ス

- 第一部 織物製造業 製造證紙 検査證紙
- 第二部 内地織物仲買商 賦課法
- 第三部 輸出織物仲買商 全上
- 第四部 織物整練業 全上
- 第五部 織物整練業 全上
- 第六部 繅絲商 證紙

第五十一條 前條經費ノ賦課額ハ組合會議ニ於テ決定シ第一部第二部第六部ハ證紙料ニ依リ其他ノ各部ハ評決ヲ以テ各部員ノ負擔ヲ定ム

但シ第一部第二部第六部ノ經費ハ必要ニ應ジ組合會ノ決議ニ依リ證紙料ニ依ラスシテ徵收スルコトアルヘシ

第五十二條 前條組合經費ノ收入及支出豫算並ニ徵收法ハ毎年組合會議ニ於テ議定シ其筋ノ認可ヲ受クヘシ

本條ノ組合經費ノ剩餘金ハ次年度ニ繰越シ不足ヲ生ジタルトキハ組合會議ノ決議ヲ經其筋ノ認可ヲ得臨時之レヲ徵收スルコトアルヘシ

第五十三條 過怠金及其他ノ臨時收入ハ組合積立金トナス積立金ヲ支出セントスルトキハ組合會議ヲ要ス

第五十五條 組合經費ノ豫算及徵收法ハ年度前二ヶ月内ニ於テ其筋ノ認可ヲ受ケタルトキ其決算并ニ業務

成績ハ年度後三ヶ月内ニ其筋ニ報告シ併テ之ヲ組合員一般ニ公示スヘシ

第十章 各部ニ關スル規定

第五十六條 組合員ハ營業ノ種類ニ依リ左ノ各部ニ分屬スルモノトス

- 第一部 内地織物製造業

- 第二部 輸出織物製造業
- 策三部 内地織物仲買商
- 第四部 輸出織物仲買商
- 第五部 織物整練業
- 第六部 擦絲商

但シ數種ノ營業ヲ兼ムル者ハ其各部ニ分屬スルモノトス

第五十七條 第三部組合員ハ買入レタル織物ノ種類數量及ヒ價額販路地等ヲ詳記シ翌市間ニ組合ヘ報告ス

第五十八條 第四部組合員ハ買入タル織物ノ種類數量及ヒ價格移出先キ移出年月日等ヲ詳記シ毎月一日十六日ノ兩度ニ報告スヘシ

第五十九條 第二部組合員ニシテ第四部仲買商ノ手ヲ經スシテ其製產品ヲ販路地ニ直送取引セシトスルモノハ第五十七條ノ手續ニ倣ヒ報告スヘシ

第六十條 各部ハ定款ノ範圍内ニ於テ其部ノ利害ニ關スル事項ヲ講究審議スル爲メ必ス部會ヲ設クルモノトス命必要ニ依リ組長ノ認可ヲ得ル各部會ヲ組織スルコトヲ得

但シ各部會ハ其部組合員ヲ以テ組織スルモノトス

第六十一條 各部會ハ其部ヲ代表シ組長又ハ組合會議ニ建議シ若クハ組合ノ諮問事項ニ答申スヘシ

第六十二條 各部ニ左ノ職員ヲ置キ組長ノ指揮ニ依リ其部ノ事務ヲ處理スルモノトス

- 一、部 長 一名
- 二、副部長 一名
- 三、幹 事 若干名

第六十四條 各部ニ於テ制定シタル部則其他ニ必要ナル規約ハ部長ニ於テ組長ノ認可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ハ

第十一章 證紙ニ關スル規定

第六十八條 本組合ニ於テ發行スル證紙ノ種類及貼用スヘキ織物ノ區別ハ左ノ如シ
但シ證紙貼用ノ方法ハ組合會ノ決議ニ依リ別ニ之ヲ定ム

一金銀赤線紫證紙五種(此種類ハ證紙ノ着色ヲ以テ區別ス以下全シ)輸出用織物ニ貼用ス
但シ檢査證ノミヲ貼用シ本號ニ規定シタル證紙ニ代エルコトアルヘシ

- 一赤線紫證紙 三種 内地用純絹織物ニ貼用ス
- 一赤線紫證紙 三種 全上絹綿交織物ニ貼用ス

一 赤線紫證紙 三種

全上木綿織物ニ貼用ス

一 綠色證紙 一種

全上毛織物又ハ麻織物其ノ他ニ貼用ス

一 藍色證紙 一種

原料用絹縲絲ニ貼用ス

第六十九條 組合員ノ製産スル織物及ヒ縲絲ニハ前條ニ規定シタル相當ノ證紙ヲ貼用シ自己ノ製造印ヲ以テ消印スルニアラサレハ之ヲ賣買シ又ハ地區外ニ搬出スルコトヲ得ス

但シ本條證紙貼用上ニ就テハ既ニ市場内又ハ準市場内ニ持込ミタル製産品ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ之ヲ賣却シタルモノト同視ス

第七十條 前條ノ規定ニ違反シ證紙ノ貼用ナキ織物及ヒ縲絲ハ組合員ニ於テ之ヲ買ヒ入ルハコトヲ得ス

第十二章 製産品ニ關スル規定

第七十二條 各部組合員ハ自己ノ製産品又ハ精練加工品ニ對シ其責任ヲ明ニシ信用ヲ保持スル爲メ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、製産品ニハ必ス製造印ヲ押捺スルコト

但シ登録商標ヲ貼用シ其氏名ノ判明シタル者ハ組長ノ認可ヲ受ケ本號ノ手續ニ代ユルコトヲ得

二、加工品又ハ原料用品ニハ必ス其加工者若クハ販賣者ノ氏名ヲ表示シ原料絲ニハ一把毎ニ一管ノ

回數及量目並ニ販賣者ノ氏名ヲ證明スルコト

三、織物ニハ必ス尺巾寸法ヲ表示スルコト但シ量目ヲ以テ賣買スルモノニハ其量目ヲ表示スルコト

四、生絹ハ生目ニ對スル練切三割五分ヲ超過スヘキモノヲ製織スルコトヲ得ス其他ノ織物ニ關シ全

體ノ制限ヲ設クルトキハ組合會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第七十三條 組合員ハ織物其他加工品等ニ對シ物質若クハ原料用品等虛偽ノ表示ヲナシ又ハ不正ノ目的ヲ以テ織物其他ノモノヲ使用スルコトヲ得ス

第七十四條 組合員ハ首尾不同ノ縲絲ヲ以テ組織シタル織物ヲ製産シ又ハ普通品以外ノ粗製品ヲ賣買スルコトヲ得ス

第七十五條 組合員ノ製産品ニシテ過失ヨリ生シタルモノト雖モ不良品ヲ賣買スルコトヲ得ス

特ニ其表示ヲナシタルモノハ此限ニアラス

検査上本條ノ不良品ナルコトヲ發見シタルトキハ組合ニ於テ其表示ヲ命シ又ハ其表示ヲナスコトアルヘシ此場合ニ於テ製産人ト否トニ係ラス之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十三章 検査ニ關スル規定

第七十六條 本組合ノ検査ハ左ノ事項ニ付点檢スルモノトス

第一項 織物

- 一、製造印又ハ取扱人ノ證明アルヤ否
 - 二、尺巾寸法及ヒ量目等ノ表示アルヤ否
 - 三、前項ノ表示及ヒ物質又ハ原料品ニ付虚偽ノ表示ナキヤ否
 - 四、織物ニ對シ織物其他ノモノヲ使用シタル不正ノ行爲ナキヤ否
 - 五、首尾不同ノ緯絲ヲ以テ組織シタル織物ナルヤ否
 - 六、相當證紙ノ貼用及ヒ消印アルヤ否
 - 七、第七十二條第四號ニ違背シタルモノナキヤ否
- 第二項 原料繅絲
- 一、販賣者及加工者ノ證明アルヤ否
 - 二、一管ノ回数及量目ノ表示アルヤ否
 - 三、前號ノ表示ニ付虚偽ナキヤ否
 - 四、織物其他ノモノヲ使用シ増量ナキヤ否
 - 五、相當證紙ノ貼用及消印アルヤ否

第七十七條 輸出用織物ハ其製産人ト否トニ拘ラス當組合員ニ於テ製練加工ナシタル上検査ヲ受ケ検査章ヲ貼付スルモノトス

第七十八條 輸出用織物ニシテ前條ノ手續ヲ經サルモノハ之ヲ地區外ニ搬出シ又ハ搬出ノ準備ヲ爲スコトヲ得ス

第七十九條 内地用織物ハ市場者クハ準市場ニ於テ臨時検査スルモノトス

但シ必要ト認メタルトキハ毎品ニツキ検査スルコトアルヘシ

第八十條 一定ノ検査ハ組合検査所ニ於テ之ヲ行ヒ臨時検査ハ工場又ハ居宅其他ニ就キ検査スヘシ此場合ニ於テ組合員ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

但シ本條ニ於テ定メタル臨時検査ニ就テハ検査主事ニ於テ豫メ組長副組長ノ認可ヲ受クヘシ

第八十一條 検査上第七十三條第七十四條ニ係ル不正品ト認ムルトキハ其織物ヲ切斷シ検査スルコトアルヘシ

本條切斷シタル織物ニシテ全ク不正品ニアラサルトキハ相當ノ代價ヲ賠償スヘシ

第八十二條 検査所ニ於テ検査シタル輸出織物ニハ特ニ検査證ヲ其織物ニ貼付シ検査及検査掛ノ檢印ヲ押捺スヘシ

第八十三條 内地用織物ニ在リテハ製産人ノ貼用シタル證紙ニ検査掛ノ檢印ヲ押捺スヘシ

第八十四條 検査上必要ト認メ特別検査ヲ要スル織物ハ組合ニ於テ預リ置キ保管證ヲ交付シ一ヶ月以内ニ

結了スヘキモノトス

第八十五條 検査所ニ於テ再精練ノ必要アリト認メ之ヲ命シタルトキハ受檢人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第八十六條 検査ヲ受ケタル織物ニシテ再精練ヲ要スル爲メ當組合ノ検査室其他ヲ切斷スル必要ヲ生シタ

ルトキハ検査所ニ持參シ其認諾ヲ受クルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第八十七條 検査細目ニ涉ルモノハ別ニ検査規定ニ於テ之ヲ定ム

第十四章 市場取締ニ關スル規定

第八十八條 本組合織物市場開市中ハ本組合員限りニ出入スルコトヲ許サス

但シ組合ニ於テ證明シタルモノハ此限ニアラス

第八十九條 市場及準市場ニ於テハ本組合員ノ外織物ノ賣買ヲナスコトヲ得ス

第九十條 本組合員ニシテ自身織物ノ賣買ヲナスコトヲ得サルモノハ他ノ本組合員ニ依託シ又ハ從業者

ナシテ賣買セシメルコトヲ得

第九十一條 本組合員及從業者ハ市場及準市場ニ出入スルトキハ組合ニ於テ交付シタル鑑札ヲ必ス携帯ス

ヘシ

第九十二條 第一部第二部組合員ハ特殊ノ事情アル織物ノ外市場準市場外ニ於テ賣買スルコトヲ得ス

第九十三條 前條ニ據リ市場準市場外ニ於テ賣買取引セントスルモノハ内地用織物ニ在ツテハ其都度又輸

用織物ニ在テハ豫メ織物ノ種類販路先キ及ヒ賣買取引場所ヲ明記シ賣買人連署ノ上組長ノ承諾ヲ受ケ

ヘシ

但シ直ニ販路地ニ輸送スルモノハ便宜買受人ノ名義ノミヲ記シ其連署ナキモ妨ケナシ

第九十四條 本章ニ於テ市場ト稱スルハ群馬縣山田郡桐生町大字桐生新町一丁目及大字安樂土ニ設定シタ

ル取引所ヲ云ヒ準市場ハ組合員仲買商ノ店舗ニ限ルモノトス

第九十五條 準市場取引ニ關シテハ豫メ仲買商ニ於テ組長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十五章 意匠登録法ニ關スル規定

第九十六條 組合員ニシテ自家ノ考案ト否トニ拘ラス新ナル織物ヲ産出シ又ハ意匠圖案ヲ發明シ地方物

産上裨益アリト認メタルトキハ組合員ハ之ヲ審査ノ上登録簿ニ記載シ滿一ケ年限リ査定證ヲ交付ス

第九十七條 査定證ヲ得タル織物ト同一種ノ織物ハ之ヲ製造スルコトヲ得ス同一種ノ織物ト雖モ有權者ノ

權利ヲ讓リ受ケタルトキハ此限ニアラス此場合ハ關係者ヨリ其旨組合ヘ届出スヘシ

但シ査定前ト雖モ査定公告アリタルトキ亦同シ

第九十八條 登錄査定ヲ請ハントスル者ハ其名稱及組織其他ノ要点ヲ詳記シ現品ヲ添ヘ組長ヘ申請スヘシ

但シ現品及書類ハ永遠ニ組合ニ保存シ置クモノトス

第九十九條 登錄査定ノ申請アリタルトキハ組長ハ直ニ査定委員五名以上ヲ選ビ審査ヲ囑託シ査定ノ着手及ヒ其結果ヲ直ニ公告スヘシ

第一百條 本章施行ニ付必要ナル事項ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第十六章 質業ニ關スル規定

第一百一條 本規定ニ於テ質業者ト稱スルハ原料器具又ハ原料ノ供給ヲ受ケ製織若クハ繙絲ヲナシ又ハ織物絲ヲ染色整理加工スル者及機拵ニシテ全部又ハ一部ノ業務ヲナシ一定ノ質錢ヲ受クル者ヲ云フ

第一百二條 組合員ニシテ質業ヲ他人ニ委托セントスルモノハ本規定ニ從フヘシ

第一百三條 組合員ニシテ質業ヲ委托セントスルモノハ組合規定ノ質業引合通帳ヲ質業者ニ交付スヘシ

第一百四條 組合員ニシテ組合規定ノ質業引合通帳ヲ用ヒサル者ハ本規定ニ依リ質業ノ保護ヲ受クルコトヲ得ス

第一百五條 組合ハ質業監督ノ任ニ當リ地方産業ノ爲メ質業委託者及質業者ヲ保護ス

組合ハ質業監督ノ任ニアレ事務員ニハ其證明書ヲ附與ス

第一百六條 組合員ニシテ質業ヲ他人ニ委托セントスルトキハ質業責任者ヲ確ムヘシ

第一百七條 組合員ハ質機ヲ他人ニ委托セントスルトキハ特ニ織子ヲ確ムヘシ

第一百八條 組合員ハ他ノ組合員ノ關係アル同一織子ニ對シ質機ヲ委托スルヲ得ス

第一百九條 約定質錢ノ増減又ハ損害賠償ノ金額ニ於テ双方ノ意思一致セザルトキハ關係者ヨリ組合ニ申請シ組長ノ仲裁ヲ受クルコトヲ得

此場合ニ於テハ其申請者ハ組合ノ仲裁ニ從フモノトス

第一百十條 質機委託者ハ質業物完成期前二十日間ノ豫告ヲ以テ質機ヲ解約スルコトヲ得

第一百一條 質業委託者ハ質業者ヨリ二十日間ノ豫告ヲ以テ質業解約ヲ申込マルトキハ之ニ應スルモノトス

但シ質業物完成セザルトキハ此限りニアラス

第一百十二條 質機及質機委託者ニ於テ質業者ヲ解約シタルトキハ通帳ニ其理由ヲ明記シ之ヲ其質業者ニ交附スヘシ

第一百十三條 質機及ヒ質機業者ニシテ先ノ質業委託者ト質業ノ關係解約ノ證據カ必要ナル場合ニ萬一其關

係引合通機ヲ紛失シタルトキハ賃業者ノ請求ニヨリ賃業委託者ハ賃業解約ノ證明ヲ與フル義務アルモノトス

第百十四條 組合員ハ何等ノ事由アルモ他ノ組合員ノ賃業者ヲ教唆シ賃業ヲ妨ケ又ハ解約セシムルコトヲ得ス

第百十五條 組合ハ賃業者ノ不正行為ヲ認メタルトキハ訓戒ヲ加ヘ又ハ情狀ニヨリ組合員ヲシテ一ヶ月以上三ヶ年以下賃業ヲ拒絶セシム

第百十六條 賃業責任者ニ於テ自ラ不正行為ヲナシ又ハ情ヲ知り若シハ不注意ニ據リ賃業従事者ヲシテ不正行為ヲナサシメタルトキハ組合ハ其責任者ニ對シ狀態重キハ組合員ヲシテ賃業ヲ拒絶セシム

第百十七條 賃業従事者ノ不正行為ニシテ賃業責任者ノ關知セサル場合ニ於テハ組合ハ其狀態重キ賃織子ニ對シテハ組合員ヲシテ賃機ヲ拒絶セシム其他ノ賃業ニ於テハ其職工ノ解雇ヲ賃業責任者ニ通告スルモノトス

第百十八條 賃業責任者ニ於テ前條ノ賃織子ニ對スル賃業拒絶ヲ受ケタル事實ヲ偽リ新タニ賃業ヲ引受ケタル者又ハ不正職工ノ解雇ヲ實行セサル者又ハ其解雇セラレタル者ヲ情ヲ知り雇入レ同一業務ニ従事セシメタル者モ不正賃業者ト見做シ組合ハ其責任者ニ對シ組合員ヲシテ賃業ヲ拒絶セシム

第百十九條 賃業者ニシテ不正ノ行為アリタルトキハ其事實ヲ本組合揭示場ニ七日間揭示ス
組合員ハ何等ノ事情アルモ左ノ但シ書ニ從ヒ賃業拒絶ノ命令ニ服從スル義務アルモノトス

但シ賃業責任者及ヒ織子ニ對スル賃業拒絶ノ決定ニ對シテハ關係賃業委託者ハ其賃業責任者及ヒ織子ニ對シ揭示後七日間内ニ從來ノ賃業關係ヲ解除シ決シテ其賃機ヲ繼續スルコトヲ得ス又組合員ハ其賃業責任者及ヒ織子ニ對シ新タニ賃機ヲ委託スルヲ得ス

第百二十條 賃業ヲ拒絶セシメタル賃業者ニ關シテハ其事實ヲ兩毛織物同業組合會ニ通告シ聯合各組合ニシテ其組合員ニ本組合員ト同一歩調ヲ執ラシムルモノトス

第百二十一條 賃業ヲ拒絶セシメタル者ニシテ改悛ノ狀顯著ナルモノアルトキハ組長ハ相當ナル保證ヲ留保シ拒絶ノ解除サナスコトアルヘシ

第百二十二條 賃業者ニ於テ賃業上刑法其他取締規則ニ觸レタルトキハ組合員ハ之ヲ曲庇スヘカラス

第百二十三條 組合地區町村ニ於テ賃業者ノ德義ヲ増進スル爲メ賃業組合ヲ組織シタル場合ニハ其組合ノ狀況ニ依リ相當ノ補助ヲナスコトヲ得

第百二十四條 賃業規定細則及賃業組合ニ關スル補助規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十八章 違約處分ニ關スル規定

第三百三十一條 各部組合員ニシテ本定款ノ條規ニ違反シタルモノハ違約者トシテ以下各條ノ規定ニ據リ處分スヘシ

第三百三十二條 違約處分ハ評議員會ノ意見ヲ聽キ組長之ヲ處分ス

但シ役員ニ對スル違約處分ハ組合會之ヲ決ス

第三百三十三條 違約處分ヲ施行スルトキハ其理由ヲ明記シタル書面ヲ以テ本人ニ通告ス此通告ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ過怠金ヲ完納スヘシ

第三百三十四條 違約行爲ニシテ組合員數人ノ共犯ナルトキハ各之ヲ處分シ其行爲二個以上ニ涉ルトキハ各別ニ之ヲ處分ス

第三百三十五條 違約處分ヲ受ケタル者其處分ニ不服アルトキハ其處分ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ其理由ヲ詳記シタル書面ニ過怠金ト同額ノ供托金ヲ添ヘ組長ニ對シ異議ノ申立ヲナスヘシ

第三百三十六條 前條異議申立ニ就テハ組合會其當否ヲ判定ス此判定ニ對シテハ組合員ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス組合會ニ於テ異議ノ申立ニ對シ正當ノ理由ナキモノト判定シタルトキハ組長ハ供托金ヲ以テ直ニ過怠金ニ充用スルコトヲ得又組合會ニ於テ本條ノ申立ニ對シ正當ノ理由ト認メタルトキハ組長ハ其處分ヲ取消シ其供托金ヲ返附スヘシ

第三百三十七條 違約行爲ト雖モ爾後一ケ年ヲ經過シ發覺シタルトキハ其處分ヲ免除ス

第三百三十八條 違約者ハ左ノ各項ノ範圍内ニ於テ處分ス

第一項 組合役員ニ於テ職務執行上定款ノ條規ニ違反シタル處置ヲナシタルトキハ金五圓以上貳百圓以下ノ過怠金ニ處ス

第二項 左ノ行爲ハ其織物一品撚絲一把毎ニ貳拾錢以上五拾錢以下ノ過怠金ニ處ス

一、第六十九條第七十條ノ規定ニ背キタルモノ

二、第七十二條ニ掲ケタル第一號乃至第三號ヲ遵守セザルモノ

三、第八十六條ノ規定ニ背キ検査證ヲ切斷シタル者

四、第九十三條ノ承認ヲ受ケシテ賣買取引ヲナシタル者

第三項 左ノ行爲ハ織物一品毎ニ五拾錢以上一圓以下ノ過怠金ニ處ス

一、第七十七條第七十八條ニ背キタル者

二、第七十五條二項ノ不眞品タルノ表示ヲ爲ス又ハ組合員ニ於テ爲シタル表示ヲ除去シ之ヲ賣買シ又ハ地區外ニ搬出シタル者

第四項 左ノ行爲ハ織物一品毎ニ壹圓以上五圓以下ノ過怠金ニ處シ尙其現品ヲ沒收スルコトアルヘシ

一、第七十二條ノ四號及ヒ第七十三條ニ背キタル者
第五項 左ノ行爲ハ其現品ヲ沒收ス

一、第七十四條及ヒ第七十五條ノ第一項ニ背キタル者
第六項 左ノ行爲ハ壹圓以上五拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

一、第八十條ノ檢査ヲ拒ミ第八十一條ノ規定ニ背キタル者
二、第八十三條ノ檢印押捺第八十四條ノ織物預リ置キヲ拒ミタル者

第七項 左ノ行爲ハ五十錢以上五圓以下ノ過怠金ニ處ス

一、第十條第十一條ノ届出ヲ怠リ又ハ第五十七條第五十八條第五十九條ノ報告ヲ怠リタル者
第八項 左ノ行爲ハ二圓以上五十圓以下ノ過怠金ニ處ス

一、組合員ニシテ經費負擔額ノ納入ヲサス又ハ之ヲ背セサル者
二、第八十五條ノ命令ヲ拒ミタル者

三、第九十七條ノ規定ニ背キ有權者ノ承諾ヲ得シテ製造シタル者

第九項 左ノ行爲ハ五圓以上五十圓以下ノ過怠金ニ處ス
一、第三百三條第百八條第百十一條第百十二條第百十三條第百十九條ノ二項第百二十二條ノ規定ニ違

背シタル者

第百三十九條 本組合ヲ組織スル營業ト同一營業ヲナス者ニシテ組合ニ加入セサルモノアルトキハ其筋ニ
告發シ相當ノ處分ヲ求ムヘシ

第百四十條 本組合ノ證紙又ハ檢査證ヲ偽リテ營業品ニ貼付シ若クハ偽造變造ノ證紙及ヒ檢査證ヲ貼用
シタルモノハ其筋ニ告發スヘシ

第十九章 定款變更及ヒ組合解散ニ關スル規定

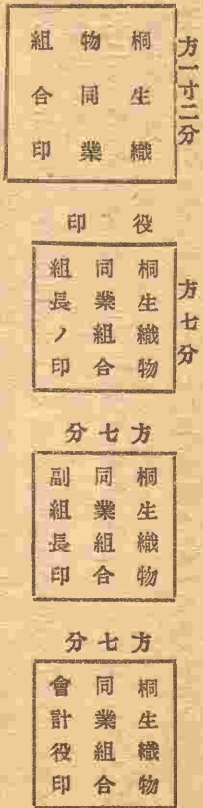
第百四十一條 本組合ノ定款ヲ改正セントスルトキハ組合會議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決議シ其筋ノ
認可ヲ請フヘシ

第百四十二條 組合任意解散ノ場合ニ於テハ組合員總會ヲ開キ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決議シ其
筋ノ認可ヲ請フヘシ

第百四十三條 組合ノ解散ヲ命セラレタルトキ又ハ解散ノ認可ヲ經タルトキハ解散當時ノ組合會議ニ於テ
清算人五名以内ヲ選舉シ解散上ニ關スル一切ノ事項ヲ調理セシム清算決了ノ後殘餘ノ財産アルトキ又ハ
其財産ニ於テ債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ清算人ハ解散當時ノ組合員總會ヲ開キ過半數ノ同意ニ據
リ其財産分配法若クハ債務償還ノ方法ヲ決議スルモノトス

第二十章 雜則

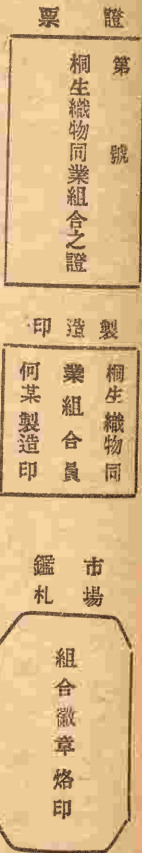
第百四十四條 本組合ノ印章及組長副組長會計役ノ役印並ニ組合検査印ノ雜形ハ左ノ如シ



檢印

此檢印ハ各検査掛ノ名義ヲ記入ス

第百四十五條 本組合ヨリ交付スル監製鑑札及製造印ハ左ノ如シ



第百四十六條 本組合ハ必要ニ應シ組合會ノ決議ヲ經テ定款又ハ業務ノ執行ニ關スル規則ヲ設クルコトヲ

得但シ其規定ハ直ニ農商務大臣ニ届出ヘシ

第百四十七條 組長及組合ヨリ組合員一般ニ公示スル文書ハ組合會議員及各部役員ニ告知シ且ツ組合設定

ノ揭示場及桐生織物工業雜誌ヘ公告スヘシ

第百四十八條 組合事務所及検査所ノ執務時間ハ大祭祝日及日曜日ヲ除クノ外ハ其年四月一日ヨリ九月三

十日迄ハ午前八時ヨリ午後四時迄トシ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午前九時ヨリ午後五時迄トス

但シ大祭祝日及日曜日ト雖市日ハ休暇ヲ與ヘサルモノトス

組合員名簿

桐生町 (第一部員)

上野角太郎	加藤正一	金谷芳次郎	和田小藏	松本房太郎
竹内當藏	本多佐七	田中コト	大島宗太郎	眞尾源一郎
武井直十郎	北川穎一郎	橋本正治	小林夏四郎	栗原伊勢次
落合新太郎	稻村豊太郎	森彦次郎	眞尾照之助	細谷信次郎
高橋藤右衛門	向田幸一	柳田新一郎	早川政次郎	加藤林平
平田善七	山崎助太郎	新井清三郎	栗原安平	杉田末吉
増田半三郎	青木峯藏	岡本良太郎	津久井次郎	對中光四郎
大鷲繁二	大澤榮八	小山喜十郎	秋田彦四郎	青木藤太郎
暮田由太郎	星野治三郎	大川茂兵衛	菊谷芳太郎	川田啓助
田島佐吉	田邊善次	角田定次郎		

新宿 (第一部員)

48

岩澤善助	小林喜三郎	河内文藏	齋藤元四郎	小林惣太郎
周東藤太郎	暮田三次郎	横山誠一郎	新井與喜太郎	岩野新三郎
朝倉甚十郎	木村愛三郎	廣田幾太郎	岩澤富士吉	笠原伊勢吉
周東仙三郎	新井ヤヌ	藤掛藤吉	小島利太郎	周藤伊勢次郎
岩野直次郎	大澤峯太郎	木村偉三郎	丹羽勝造	飯塚倉吉
早川照次郎	遠坂吉次郎	飯塚徳太郎	入野哲	岡田ハシ
高橋賢吾	暮田喜次郎	三浦長太郎	本田國太郎代	兩毛整織株式會社 表社員金子竹太郎
栗田正盛	茂木伊三郎	藤掛常藏	福田常吉	中村柳太郎
横山朝四郎	朝倉政二	百海伊三郎	朝倉金平	大澤喜八
村田徳次郎	太田ヤ	遠坂伊太郎	大澤徳次郎	周東善八
笠原嘉吉	叔山忠助	長清七郎	福田和一郎	西山政藏
小林源次郎	福田兼吉	荒川伊三郎	平田長作	福田森太郎
堀越三郎次	正田千代	堀越源四郎	増田タカ	江泉仙次郎
大貫長太郎	宮地菊太郎	岩下耕一郎	小林備三郎	常見唯一

西安樂土(第一部員)

岩野定次郎	田村 峻	村山喜三郎	吉野記七	藤掛幸吉
常見吉太郎	根本和十郎	服部福三	伊田豊久	横田辰次郎
小島清治	芳賀竹次郎	朝倉權次郎	岸 和一郎	木村平助
吉野仙太郎	中島彦助	夢倉芳太郎	笠原庄五郎	周東幸三郎
荻原長次郎	肥塚ハナ	村岡喜多次	赤川仁吉	井田嘉一郎
横山喜一郎	星野愛太郎	小久保政吉	三島喜一郎	長野常太郎
藤掛榮太郎	村山藤吉	大沼惣作	中野初太郎	坂卷ミナ
木村藤太郎	内田惣吉	村田房吉	江原辰之助	江泉勇三郎
長濱治作	笠原林次郎	112		
增田定吉	朝倉榮三郎	小喜次郎	島 榮藏	新井岩吉
星野高次郎	島田正作	高橋瀧次郎	金井熊四郎	森口市太郎
金居常八郎	福室庸太郎	朝倉梅太郎	阿部小十郎	江原安太郎
荒 清紀	川島久次郎	川瀬只二	川瀬市二	茂木幸作

東安樂土 (第一部員)

岩崎伊三郎	園田久吉	須田忠三郎	後藤定吉	小林榮太郎
木村階藏	新井岩藏	岩崎慶三郎	星野竹次郎	森山盈之助
小林清太郎	石北論十	須田孫三郎	岩崎下夕	新井鷲五郎
小林友太郎	飯島鶴太郎	新井定次郎	松井日子	須永富二郎
泉嘉造	岩崎安太郎	島田貞司	岩崎愛三郎	北川震一郎
山口道三郎	長澤吉五郎	田部井七藏	後藤貞治	萩原金藏
泉吉藏	新井幸太郎	清水勇三郎	高木鉄太郎	田村九十郎
一ノ瀬作藏	下山光太郎	久保金次郎	鹽谷豊四郎	森島秀
藤生林十郎	黒田才力	谷庄太郎	杉田慶次郎	

下久方 (第二部員)

日田庄吉	須永勝太郎	田村和市郎	茂木米吉	細谷安藏
------	-------	-------	------	------

梅田村 (第一部員)

岡部重三郎	時田龍八	武田貞治	稻村幸藏	齋藤嘉吉
秋田幸太郎	住吉善藏	服部芳松	早川常吉	住吉芳太郎
村岡平藏	稻村由五郎	勅使河原元次郎	小出政吉	武井惣次郎
岡本友吉	金子清十郎	牛瀨久吉	金子德三郎	木村カク
桑山良太	板倉貞太郎	高瀬又吉	小林富吉	金子彪吾
金子萬藏	岩崎傳次郎	鈴木德平	内沼周吉	石原良作
越塚覺三郎	北川マサ	金子豊次	横山清七	本島松次郎
大澤サイ	今井藤太郎	下山亮三	金子忠彦	丸岡徳太郎
牛馬音次郎	小林増藏	齋藤園太郎	48	

境野村 (第二部員)

大塚源一郎	岡田善吉	和田喜太郎	島永太郎	4
新井定五郎	岩下角三郎	關口政太郎	田中佐平	津久井虎吉
新井仙太郎	生方喜市	栗原安次郎	大屋直太郎	山崎林次郎

兩谷辰之助 大屋信三郎 高橋良吉 新井藤太郎 牧島新一郎
 高橋重次郎 田島幸吉 牧島榮四郎 大川德松 田島覺三郎
 周東熊次郎 飯田儀三郎 周東喜十郎 新井豐太郎 石井ヤシ
 新井元次郎 井上甚太郎 大屋純一郎 石井作太郎 田中眞七
 周東佐吉 田島豐太郎 茂木憲二 大川寅一郎 八十田幸透
 大川芳平 周東大太郎 木本松次郎 植木長三郎 八十田繁三郎
 島村新太郎 長瀬國三郎 飯田金治 新井伊勢太郎 阿久澤林藏
 橋本安次郎 小林長次郎 石井濤吉 田中惠十郎 喜和知森吉 50
 廣澤村(第二部員)
 丹羽喜平次 藤生佐吉郎 彦部善一郎 丹羽平助 藤生豊吉
 藤生直次郎 藤生國三郎 西場仲八 西場ハル 周東伊之吉
 中里善吉 一ノ瀬善次郎 荻野藤次郎 彦部駒雄 荒川榮吉
 圖子田伴助 加藤英三郎 石關龜太郎 西場才次郎 河内近四郎
 丹羽長右衛門 荻野勝四郎 西場新作 金子德次郎 西場又吉

相生村(第一部員)

中島傳平 西場濱次郎 棚瀬善作 西場信二郎 佐藤芳五郎
 津久井宗吉 岡田惠十郎 荻野藤太郎 五十嵐鏡次郎 彦部英一
 月澤夕々 堀越柳三郎 飯塚春太郎 彦部竹松 清水隆藏 40
 相生村(第一部員)
 今泉染太郎 蛭沼慶三郎 森田福太郎 下山清次郎 下山龍吉
 下山重太郎 三田竹次郎 今井龜吉 下山文八 青木勝次郎
 江原喜三郎 藍原角太郎 池田龜之助 本橋角太郎 片桐東太郎
 藍原嘉之助 細山太郎次 江原忠三郎 新井萬吉 藍原幸吉
 近藤熊吉 21
 川内村(第一部員)
 今泉庄吉 植木伊三郎 石原米次郎 中里榮一郎 香取常次郎
 青山彌八 青山龜次郎 香取龜次郎 田村榮三郎 田村宗吉
 中里丈吉 園田六郎次 山洞定七 今泉晴吉 今泉作彌
 中里勝次郎 齋藤忠正 星野喜代三郎 今泉八百三郎 須藤禮次郎

園田丑十 今泉良作 清水茂吉 吉田林次郎 星野國太郎

大間々町 (第一部員)

星野善藏 1

福岡村 (第一部員)

阿久津廣吉 1

笠懸村 (第一部員)

藤生仙五郎

關原常五郎

町田啓次郎 3

菱村 (第一部員)

世取山 清太郎

福田機次郎

細川美喜彌

森下忠四郎 4

小俣村 (第一部員)

吉田喜太郎

藤本勝之助

石井甚之助

大屋錄作

關口龜三郎

津久井秀三

佐藤安次郎

大川兼次

別府伊三郎

榎山洋藏

大川信助

田島豊太郎

金子嘉藏

岡部龜三郎

關口徳次郎

橋本元七

森山關三

津久井美三

石井直兵衛

津久井豊藏

周藤サズ

金子林藏

伊藤慶次郎

伊藤新助

岡島新三郎 25

下山田 (第一部員)

岡部吉五郎

小堀千代松

岡田幸吉

山口文吉

岡田貞彌

坂上忠七

茂木卯平

山口儀平

木村音八

中村元三郎

岡田治一郎

須藤寅二郎

三田恭三郎

吉田勇輔

武藤彦次郎

武藤一造

關口仙太郎

松本留吉

秋草要七

松本彦彌大

長島善七郎

森下和吉

齋藤英吉

茂木嘉十郎

吉田清四郎

吉田龜八

須藤喜一

秋草浪作 28

○桐生町 (第二部員)

増田彦平

田島佐吉

奈良嘉平

半田忠藏

小野亦平

大橋長太郎

松井仙太郎 7

新 宿 (第二部員)

江原貞助 荻原源次郎 兩毛整織株式會社 代表員金子竹太郎 西尾末雄 殿岡信吉

西安樂士 (第二部員)

石原和一郎 靱山房吉 大澤唯次郎 大澤歌吉 森口唯八
松井宇辨次 小島光太郎 堀 祐平 林 出太郎 荒 清記
星野周作 金居寅吉 12

東安樂士 (第二部員)

森山芳平 小久保 徳次郎 梶井健十郎 須永富二郎 鹽谷龜次郎
石田 乘藏 佐取恒作 小松晉助 林 久雄 福田信三郎
鈴木安三郎 淺野周寛 永井勝藏 森山文三郎 田村九十郎 15

下久方 (第二部員)

玉上由太郎 1

梅田村 (第二部員)

青木保藏 中島代次郎 森下勝藏 森下岩次郎 青木喜一郎 5

境野村 (第二部員)

石井瀧吉 1

廣澤村 (第二部員)

飯塚春太郎 1

相生村 (第二部員)

藍原忠平 藍原和十郎 今泉益太郎 岩崎市太郎 小川由三郎
中島勝太郎 蛭間 ヌフ 新井直記 藍原常吉 9

川内村 (第二部員)

星野林次郎 星野誠一郎 桑原金藏 星野八十松 高草木 仙次郎
桑原 佐吉 鹿沼照吉 吉田嘉市 關根勘次郎 關口安太郎
關根彌三郎 今泉源作 今泉幸作 田村傳次郎 高草木 喜四郎
星野品吉 高草木 幸三郎 今泉金次郎 高野喜一郎 今泉宗三郎

桑原 喜代三郎 吉田喜三郎 關根島吉 田村勘藏 石原波次郎
高野勝太郎 高草木嘉吉 田村唯四郎 關根長次郎 腰塚文太郎
園田 豊松 31

大間々町 (第二部員)

富澤政八郎 石原龜吉 2

福岡村 (第二部員)

山同康雄 金子友三郎 深澤太郎次 山同藤十郎 4

笠懸村 (第二部員)

藪塚本町 高野富太郎 1

菱村 (第二部員)

荻原直次郎 板倉岩五郎 相田喜太郎 大貫林太郎 小堀吉藏
福井徳次郎 淺野長十郎 園田龜三郎 大澤龜太郎 和田寅吉

第三部員

相田米藏 和田寅藏 和田富太郎 13
書上文左衛門 三越吳服店 高村勝太郎 稻村商店 金井傳三郎
戸叶彦平 桐生出張所 二國商店 大山岩次郎 岩善合資會社
安田源藏 川島久三郎 石井政平 松下岩雄 齋藤正七郎
合資大竹商店 小野里合資會社 17
會社業務擔當員小野里廣吉

第四部員

磯部安次郎 寺内道次 共益商會 小林要次郎 江原貞助
服部宗次 6

第五部員

江原庄兵衛 須東友次郎 岩崎幹三 朝倉茂三郎 吉田儀平
徳永鐵三郎 佐々木元吉 長竹政十郎 角田定次郎 山崎誠一郎
田邊善次 野口半平 野村金太郎 堀越半十郎 安藤興吉

井戸恭一 桑山啓吉 小林半次郎 森山巳代次郎 吉澤松太郎
 佐藤鹿藏 蓮池定次郎 石井要四郎 兩毛整織株式會社 新井安太郎
 三宅安次郎 市田巳之助 高橋久一郎 代表員金子竹太郎 兩野染色合資會社
 小宮清太郎 牛島淺太郎 粧善太郎 內田新七郎 代表員木村淺七
 阿部平一 生駒鶴十郎 竹内音松 尾島林太郎 西村直次郎
 野村丑太郎 正田源次郎 井上吉兵衛 西岡勇次郎 栗原榮吉
 前原八重八 柿沼友太郎 大繩久七 瀨田ヤイ 青木林次郎
 岩崎ミッ 萩野柳太郎 伊藤廣吉 井上福太郎 須田光太郎
 關根豐次郎 山田忠三郎 野村政吉 小林純一 栗原太一郎
 角田福六 61

○第六部員

竹内勝藏 岡島コト 桐生繚絲株式會社 平田合名會社 藤掛辰三郎
 中村彌市 新井駒吉 代表員前原悠一郎 朝倉ヨ子 小林豊作
 星野馨藏 布川庄三郎 吉田善太郎 大澤治三郎 阿部邦三郎

地區外

大澤國三郎 川瀬要一郎 松島長太郎 周東林藏 萱沼稔藏
 藝沼鎮四郎 金子藤平 板倉岩五郎 周東喜四郎 小林萬次郎
 曾我助松 富川興作 横山太平 宮地甚藏 栗原長太郎
 小菅榮三郎 中山藤太郎 石川太平 久保田留吉 吉田濱治
 大澤德太郎 角田松太郎 關重兵衛 杉本利三郎 新井傳三郎
 竹内徳三郎 島田庄三郎 根岸彦太郎 光山源吾 木島政吉
 大澤辰次郎 金子長次郎 須田仲吉 周東豊吉 瀧澤重作
 馬場玉吉 栗村幸次郎 藤掛伊太郎 須田梅吉 須永宇平 55

長竹市藏 二宮仙太郎 石井與吉 清水善三郎 石井多吉
 木村高次郎 宮内角次郎 近藤嘉六 堀江彌一郎 石川勝内
 小川幸太郎 阿部爲三郎 福田英助 内田倫嗣 穴原多四郎
 高橋盛治 富田菊次郎 伴延助 金子長三郎 19

組合員總數 七二〇名

丙 譯

第一部員 四五三
第四部員 六一
地區外組合員 一九

第二部員 一〇九
第五部員 六一

第三部員 一七
第六部員 五五

四四

大正三年三月五日印刷
大正三年三月十日發行

【非賣品】

編輯者 須藤喜一郎
群馬縣山田郡桐生町大字安樂土二一八四番地

印刷人 卷嶋次郎
群馬縣山田郡桐生町大字安樂土三八一番地

印刷人 住谷精一
群馬縣山田郡桐生町大字安樂土二一八四番地

發行所 桐生織物同業組合

生紹各種
製造元

上毛桐生

藍原角太郎

A
—

諸版
美術
印刷

桐生町三丁目
電話四十二番

住谷
印刷所

生紹各種

製造元 蛭沼慶三郎

上毛山田郡相生村

製品製
實用新案
特許

養老織
さなみ織
霞織
モスリン山吹織

珍柄君か代織
改良桔梗織
額付九寸
廣巾帶地

登録
上毛桐生町新宿



標商

遠坂織物工場
遠坂伊太郎

電話【百三十三番】

輸出織物
各種織元
黒縹子帶地

上毛桐生下久方



小林増藏

△四

生紹各種織元

群馬縣山田郡相生村

下山清次郎

△五

群馬縣桐生町新宿

て 織物製造業 江原貞助
買繼商

織物創業二百有餘年
輸出織物創業五十有餘年

電話(一〇八)
電器(〇テ)

A六

琥珀織

女帶地製造元

上州桐生町新宿

荒川伊三郎

電話(一三六番)

A七

木子印
觀光繻子製造元

黑繻子續キ
各色繻子續キ
數種
縞繻子

上州桐生町

岡部重三郎

電話〔五四九〕
電器〔五九〕

白縮緬
變生地
製造

北織物工場

桐生町一丁目

北川 穎一郎
北川 政七

美術御召縮緬製造業

A10

岩崎安太郎

上州桐生電話六五四番

高砂縹子製造元

製品目錄

赤印	綠印	銀印	金印	綠櫻	銀櫻	金櫻
其他帶地各種	高砂印	壽印	黑額九寸	八寸巾物	尺五寸巾物	尺一寸巾物

齋藤嘉吉

上毛桐生

電話(三〇二番)

A11

美 術
御 召 縮 緬 各 種
製 造 元

上毛桐生

武井直十郎

山吹織女帶地
瓦斯綾緞子

其他各種織元

圖子田伴助

上州山田郡廣澤村

新案特許

御婦人向帶地各種

金谷芳次郎

上州桐生町
電話(四一九番)

△一四

觀光色繻子
山吹九寸
其他婦人向帶地
各種製造

合落合新太郎

上州桐生町
電話(三二五番)

△一五

染 色 界 之 葉

營業要項

- 一 織布純白精練
- 一 輸出向染色類
- 一 美術染御紋附類
- 一 友仙更紗小紋染
- 一 美術紋リ染

右の外整練染色白張等一式御調製仕り候間多少に不拘確實熱心を以て貴客に應じ候間御下命被下度奉願候敬白

上毛 桐生 新宿

林屋染色工場

電話桐生(一一九番)

製 品 種 目

- 生 紹
- 山吹女帶地
 - 金 鷄
 - 銀 鷄
- 其他各種

製 造 元

小 堀 千 代 松

上州山田郡毛里村

御召縮緬製造



富士工場

三毛桐生
電話二〇一番

箴



金

製造
販賣

飯村工場

群馬縣桐生町二丁目横町

電話(三三八)電路(力)
振替口座(三四一五二)番

玄
 海額
 黒
 細上
 信州
 桐
 繻九
 工生
 子寸
 場



珍
 柄
 御
 召
 博
 多
 九
 寸

上毛桐生

西山政藏

電話三三四番

生絲撚絲業

上毛桐生町

富新小星

川井林野

與駒登誓

作吉作造

生絲撚絲業

上毛桐生町

藤中吉平阿

掛村田田部

辰善準邦

三彌太一三

郎市郎郎郎

純節製
絹織糸
各種元

全朝倉榮三郎

上毛桐生

內外織物

特許品

實用新案

登錄各種

堀織物工場

群馬縣桐生町

電話 二三二七番



上毛桐生町

書上文左衛門本店

會計用(五四二番) 電話(一〇番) 營業專用(四番)

出張店 上州伊勢崎町 電話五八番

所在地 上州箱林町 電話一五五番

橫濱市南仲通三丁目

書上輸出版店

電話四九三番

清國上海英租界河南路C一五六

書上行

電話三三九四番

DYE STUFFS AND
CHEMICALS
R. KOBAYASHI,

KIRIU

JOSHU JAPAN



TRADE MARK

各種染料 諸煤染劑
紙砂糖油類

電話 上州桐生 十九番

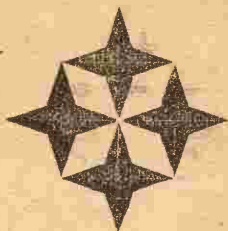
小林利平

兩毛買繼商

小野里合資會社

營業地

桐生…本店…電話五九番
 伊勢崎…出張…電話六一番
 足利…出張…電話四〇四
 館林…出張…電話四〇四
 東京…出張浪花五九八番



群馬縣桐生町
 株式會社

四十銀行

電信 零號四〇
 電話四〇番一四〇番

資本金 貳百萬元
 積立金 貳拾參萬圓

為替取引先 二百十箇所 普送金無手数料
 支店所在地 東京、足利、上田、館林

◎銀行一般ノ業務ハ精々御便宜ニ御取扱可致候

資 金
本 百 萬 圓

本店

栃木縣足利町
株式會社 足利銀行
電話一〇番二六〇番電報〇ア

支店

群馬縣桐生町
株式會社 足利銀行桐生支店
電話十七番電報アキ

支店

群馬縣館林町
株式會社 足利銀行館林支店
電話五十番電報アタ

柳布海苔白蠟
晒粉雜貨商

小松屋島田安太郎

上州桐生町六丁目
電話(二三三番)

銅鐵物商
度量衡器

奈良屋支店

蓮商店

上州桐生町四丁目
電話【二二三番】
電話【八八ス】

家傳白神散本舖

保證安産の妙藥
産婦特効血の道一切によし

繪具染料
醫科藥品
工業藥品
塗料一式



桐生町五丁目
齋藤藥局

本店 桐生 電話【二四番】
支店 足利 電話【二四六番】

吳服太物商

上州桐生町

全矢野吳服店

電話(百三十三番)
振替貯金(三三二四五番)
口座東京

弊店ハ常ニ流行品取揃ヘ誠實ニ勉強仕リ候
御誂品御染仕立物等迅速ヲ旨トシ丁寧懇切ニ調製仕リ候

繪具染料
雜貨商

全矢野支店

上州桐生町
電話(百三十四番)

名譽銀牌受領
色額九寸各種

色本帖御申越次第送呈

下野小俣

石新工場

主任吉田善太郎

B六

御婦人向帶地専門

製造元

岩野新三郎

上州桐生町新宿
電話(二百十五番)

F七

直輸入

繪具染料・化學・工業藥品問屋
並 機業家材料品

全山田稻吉商店

營業地

本店 桐生 (電話) 二二二番

支店 足利 (電話) 三〇二番

振替口座東京 一七四一三番 電信零號ヤマイネ

吳服太物卸小賣
御祝儀物一式

命加納吳服店

上州桐生町五丁目
電話 (二〇〇番)

上州桐生町

織物仲買商



高村勝太郎

電話(二十三番)

上州桐生町

吳服太物
度量衡販賣



高村善次郎

電話(六一四番)

B
01

酒類

桐生町四丁目

醬油商

塚本武一郎

洋酒

電話(一五〇番)

B
11

吳服太物卸小賣
御祝儀物一式

山 龜 吳 服 店

野 尻 龜 吉

上州桐生町五丁目
電話【二三三番】

B三

吳服問屋
綿系問屋
○ 佐々木傳吉

近傳商店

群馬縣桐生町四丁目
電話【十二番】電零【サ】

B三

吳服太物卸小賣
御祝儀物一式

上州桐生町三丁目

福田屋號

高澤德太郎

電話(六百六番)

B一四

嶄新流行
本御召各種

上毛桐生

小林清太郎

B一五

吳服太物卸小賣

群馬縣桐生町六丁目

全山名屋吳服店

電話(三四二番)

B
六

嶄新流行

琥珀女帶地

各種製造

堀越三郎次

上州桐生町新宿

C
一

兩毛買繼商

東京市日本橋區新材木町

利 松下岩雄商店

電話浪花【九〇三番】電器【マツ】
振替口座東京【五一五八番】

兩毛買繼商

加 金井商店

本店 足利町電話三五〇番
出張所 桐生町電話四四六番

博多九寸

珍柄各種

一、瀨善次郎

上州桐生

〇四

兩毛買繼商



岩善合資會社

營業地

本店足利電話三三五番
出張所桐生電話四五六番

〇五

兩毛買繼商



安田商店

野州足利町
電話(一五四番)

〇八

御召縮緬
各種製造元

上毛桐生

新井岩吉

電話(六〇九番)

〇九

兩毛買繼商

谷二國商店

本店 足利町 電話四二番
支店 桐生町 電話一六三番

010

兩毛買繼商

余木村商店

野州足利町 電話二六二番

011

兩毛買繼商

舎戸叶彦平

野州足利町
電話(二〇一番)

觀光繻子

節糸織各種

茂木米吉

上毛桐生町
電話(二六五番)

兩毛買繼商



會合資社

大竹商店

電話足利
四五七番
四二七番

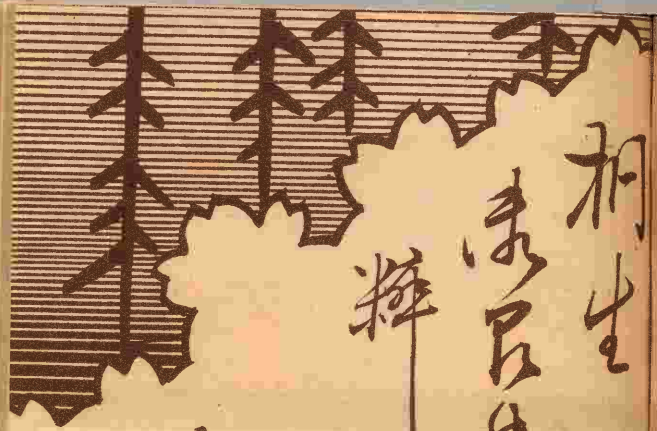
C 151

兩毛買繼商

炭川島商店

本店 足利町電話三四五〇番
出張所 桐生町電話三六六番

C 150



桐生

赤良丸

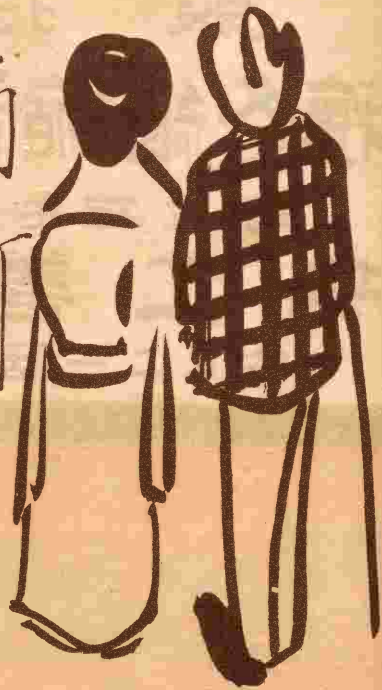
粹

上毛

桐生所

住吉芳太郎

電話二一七番



曲馬 繻子

觀光繻子 製造元
色額九寸

上毛桐生町

松本房太郎

電話(六六番)

各國
製產
品拔

利

森下木炭店

桐生町一丁目

電話(四五八番)

D
1

製 持
 種各緬縮召御
 町生桐毛上
 場 工 善 店
 番五二一話電

優美流行

本御召縮緬

上毛桐生

茂木伊三郎

D二

九寸光

高貴縹子

九寸山吹

今

樣錦

各種製造

牛腸久吉

上毛桐生町

D三

桐生町

模範工場
桐生撚絲株式會社

社長 前原悠一郎

染色整理貨業
各種織物製造

日本桐生



兩毛織株式會社

電話 六六五五番

桐生出張所 電話〔六二九番〕

足利出張所 電話〔二二七番〕

嶄新流行
本御召各種

小林惣太郎

上毛桐生
電話三三〇番

D六

內外織物各種
精練整理染色

上毛桐生

岩崎工場

岩崎幹三
電話(二六番)

D七

着尺織物
各種

上毛桐生

池田龜之助

電話(三一〇番)

D八

流行本御召縮緬
節糸織各種

上毛桐生

時田龍八

電話(四三八番)

D九

觀光繻子
山吹九寸
其他婦人向
帶地各種

上毛桐生

製造久保金次郎

節糸織各種

上毛桐生

和田小藏

電話(二六一番)

意匠新優美高尙

流行御召縮緬各種

上毛桐生

高瀬又吉

山吹構子
櫻繻子
製造元

上毛桐生

赤銀金
印印印

武田貞治



交織帶地
珍柄各種

上毛桐生

茂木憲次

D一四

節糸織

金子清十郎

上毛桐生

電話(三三八番)

D一五

土木建築請負業

群馬縣桐生町新宿

井草峰吉

電話(四七番)

D
二六

實用新案登錄

司紋御召

新井清三郎

電話(三番)

新案登録リップル織



新案登録風喜織

上 福 田 常 吉

福 田 常 吉

電 話 二 十 番

觀光繻子節糸織各種製造

上毛桐生

須永勝太郎

觀光繻子節糸織各種製造

上毛桐生

白田庄吉

黑觀光縹子製造元

染色堅牢 糸質優良 丈尺保險

上毛 桐生

竹内富藏工場

電話(二五一番)

冬物
 寶御召江戸襪模樣
 全コ一卜地
 紋布御
 座瀨御
 鹽御

夏物
 實用新案登錄二五四四六號
 双美織江戸襪模樣
 敷鳴網御
 敷網御
 優雅御
 經網御

專賣特許
 第二四六四二號
 複動紋織裝置

上州 桐生

電話(五一九番)

大德織物工場

大澤 德次郎

琥珀九寸

純絹繻子

及着尺類

上毛桐生

河内文藏

登錄商標 千兩箱印

觀光黑額惠比壽繻子

惠比壽印 上州桐生

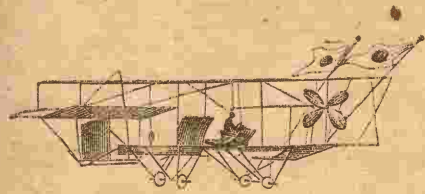
比壽印

金印

三ッ割

鈴木德平

電話 (三六〇番)



天狗印

節糸織各種

上州桐生町

善金善織工場

E六

輸出織物

各種製造

上州桐生町

鹽谷豊四郎

電話(三一九番)

E七

寶 繻 子
山 吹 九 寸
其 他 御 婦 人
向 帶 地 各 種
製 造

上毛桐生

小 出 政 吉

節 糸 織
各 種



上州桐生町

早 川 常 吉

◎弊館は市の中央にて交通至極便

◎客室清淨にして

◎取扱ひ懇切なり

上毛桐生町五丁目

藤文旅館

岡

田文七

電話(三五二番)

F10

東屋旅館

上毛桐生町五丁目

西

場

金

吉

電話(四五四番)

黒觀光繻子 製造元

上毛桐生

桑山良太

電話(五一五番)

F11

觀光旭繻子

金櫻 稀銀櫻 天印 地印 人印

上毛桐生

製造元 內沼周吉

電話(二六四番)

流行珍柄 上毛桐生

御召縮緬各種 向田幸一

登錄商標 蝶繻子製造元

上毛桐生町

大島宗太郎

酒類
醬油
商

上毛桐生六丁目
對中酒類部

大正式胴裏地
美好織女帶地
太陽印女帶地
今春模様女帶地

製造元

上州桐生町六丁目

對中織物工場

電話【三三五番】

E二四

節糸織各種

桐生町五丁目

田中琴

電話(二三四番)

E一五

品質優良

山吹九寸
交織胴裏
各種製造

野州足利郡小俣村

佐藤安次郎

桐生乃朧

江戸襖模様元祖

美術織物各種

木芳五場

電話一四六番



各種織物整理

上州桐生境野

合資會社境野鐵工場

電話(五七番)

山吹織
女帶地
各種製造元

上毛桐生

金子彪吾

A 山崎織
B 山崎織
縮織各種

上州山田郡境野

山崎織物工場

電話(五〇七番)

琥珀織女帶地
各種製造元

藤生國三郎

上毛桐生

御召縮緬各種製造元

上毛桐生

小林良四郎

電話(二三〇番)

F四

高本御召糸織綾織各種
配綾壁織各種

上毛桐生

田村和一郎

電話(一四八番)

F五

御婦人用帶地

高砂縹子

栃木縣足利郡小俣村

製造元 大川信助

美術
御召縮緬

上毛桐生町

製造元 勅使河原元次郎

御婦人用帶地

專賣特許
二二三三六

花山織

尺三
九寸

各種

上毛桐生境野

製造元 岩下 角三郎

電話(五五七番)

繻子女帶地

各種製造元

上毛桐生

早川政次郎

大日本帝國桐生



商標 登錄

岩野直次郎製

純着 絹尺 繻子及類

上毛桐生新宿

岩野直次郎

電話(二五四番)

F
二

美術御帶地

各種製造

上州桐生境野

牧嶋新一郎

電話(五五二番)

F
10

高等優美

純絹綿
好華緞子

染色堅牢 品質善良 價格低廉

上州桐生梅田村

製造元 大塚源一郎

糸織

縞紹各種

節綾織

群馬縣桐生

森福工場

佳良織、山吹女帶地
鳳凰、倭錦、くれば錦
曙、唐錦、山櫻、麒麟

各種製造元

上毛桐生
境野

田中佐平

電話「五五六番」

F一四

婦人帶地黒額九寸縺子

上毛桐生町

製造元 江原安太郎

F一五

縮本御召各種

上毛桐生

住吉善藏

電話二一六番

下六

山吹女帶地各種

上州桐生廣澤

製造元中里善吉

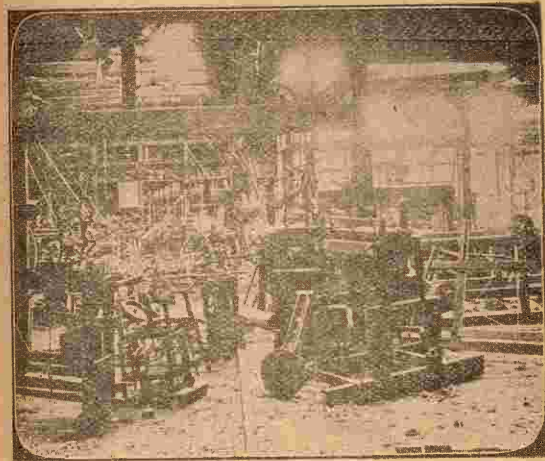
上

兩毛織物買繼商

齋藤正七郎

電話 桐生 九番
足利 一六三番

三 G



織物諸機械

改良然糸機械

其他附屬品

製造 販賣

群馬縣桐生町

村田兵作

電話 二五九番
振替口座東京五八一五番

○諸器械定價表、御通知次第無代進呈

▼美術整練染色業

佐藤染色工場

上毛桐生町
場主

佐藤鹿藏

電話〔一三八番〕

G四

新案
登録

ピース織

御召珍柄物
最新流行織 各種

上州桐生町

暮田三次郎

電話〔三三番〕

G五

弊店儀明治十六年より機道具機械及附屬小道具類發賣候處各府
 縣工業學校織物傳習所又は各地有名なる機業家の愛顧を蒙りた
 るも尙今般は一層大改良を加へ速に調進可仕尤製作の儀は頗る
 精良を極め入念仕り候間遠近の諸君陸續御注文御試用あらんお
 とを謹て希望す

東京府工藝品共進會褒狀 第三回内國勸業博覽會
 褒狀 第五回内國勸業博覽會二等賞

上野國桐生町三丁目西裏

内外織物用符並
 力織機及織物機械製造人

新橋兼吉

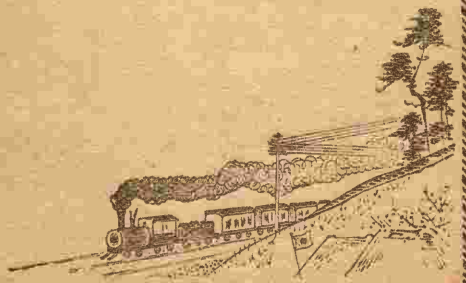
電話【二一四】【電署〇シ】

機業用具一式
 製造販賣
 内外カタン糸
 目硝子通路糸

紋紙網糸各種
 内外ボール紙
 意匠紙洋紙類
 柳海苔白蠟類

機安號
 神田安次郎

上州桐生町四丁目
 電話二百二十六番



御召美術大柄紵

上毛桐生

製造元 岩崎工場

岩崎慶三郎

電話【三二六番】

〇八

花輪印帶皮類

外各種織物整練染色業

上毛桐生

角田定次郎

電話（二二五番）

〇九

美術御召縮緬
各種製造元

土州桐生町

青木藤太郎

電話(二百八番)

G10

皇太后陛下御買上の榮譽を蒙る

彩華御召縮緬



製造元 泉 嘉 藏

上毛桐生町
電話(四四九番)

G11

紹縮緬紋 紹
尺八緞子 輸出織物

上毛 桐生

各種製造元 初山隣次郎



群馬縣桐生町四丁目幸町

桐生信託合名會社

電話(二百二十七番)
振替口座東京一九五三三番

營業科目

一般集金、貸家土地管理差配、金融仲介
不動産賣買、公債、株券、電話賣買
金庫販賣、大同生命保險會社代理店

高尚優美

新案 變縞縹子

春駒 若松 白妙 及流行帶地 各種

上州桐生町

製造元 多丸屋號 眞尾源一郎

電話(二二〇番) 電器(マオ)
振替口座(一八八二〇番)

蛇の目縹子製造元

登錄



商標

加藤正一

上州桐生町

電話(四〇〇番)

御婦人用帶地
登録小まち

上州桐生

製造元 星高織工場

電話【六四六番】

G二六

木炭卸小賣
和洋酒、罐詰

桐生町末廣町

鈴木平吉商店

電話六一番

登錄

小町縹子織元

善平善織工場

群馬縣桐生町
電話(六一五番)

紹

縮

緬

各

種

上毛山田郡川内村

田村榮三郎

TRADE MARK 商標 登錄

小兒大藥王
加藤子丸

正和毛臣本日大御本
製設社務大三幸藤加
KATO SHIEKUGUWAN
JOMS JAPAN

主治効能

小兒虫氣一切五疳
一切驚風(腦膜炎)
引つけ智慧熱
麻疹引かせ熱
ま一夜啼
腹痛一切小兒の特藥

發 膏 元

三毛 力ドヤ 藥房 桐生
番九二二話電

金牌受領
細岩製の
用い
帯地
登録廣告子



細岩製子同友會
藏安告細

新案登録(第三〇一〇三號)

優涼御召

上毛桐生

小林榮太郎

電話(三三三〇番)

優美高尚

本御召縮緬各種製造

上毛桐生町

森彦次郎

電話(三六一番)

セ儿製造業

伊田豊久

上州桐生町新宿

内外各種織物整理

三毛桐生

朝倉整理工場

朝倉茂三郎

電話
自宅一八八番
工場五一八番

博多九寸

珍柄各種

上毛桐生

笠原嘉吉

御婦人向帶地

各種製造

朝倉甚十郎

上州桐生町新宿

セル製造業



横山朝四郎

上州桐生町新宿
電話(三四六番)

高筆御
縮緬の色々

岡本織物工場

電話二七番

嶄新流行

本御召縮緬

各種製造

上毛桐生

小林友太郎

色朱子

袴地男女

黒八半襟補口

都縮緬

琥珀女帶地

御婦人用帶地

於富久平御袴地

波光平御袴地

上毛桐生新宿

周東藤太郎

電話〔三三三番〕

上毛桐生新宿

福田森太郎

電話〔十五番〕



輸出内坂向織物各種製造

至毛田懸境野村

后井壽吉

電話(四八)



特色

○毛縹子代用の資用品にて經濟上無敵あり
 ○御使用の増加に伴ひ輸入防遏の國益あり
 ○御平素の使用には毛縹子を一層の趣味あり

用途

婦人用帶半襟、
 袖口地、帽子裝飾、
 用帶地、裏地、
 洋傘地、袋物地、

製造元

上州桐生町

上野角太郎

電話
 (一〇七)
 (〇カ)
 雷略

角印綿々縹子各種

新山吹織各種

旭印山吹 彌生印山吹
外珍柄物各種

上毛桐生

新井豊太郎

觀光繻子

登錄
商標

稀金印 金升印 銀升印 綠升印 赤升印 白升印

製造元

增田定吉

上毛桐生
電話二四〇番

常盤繻子製造元

松印 赤印
竹印
梅印 櫻印

增田半三郎

上毛桐生

意匠
嶄新

婦人向帶地專門

上毛桐生境野

大屋直太郎

美術小間物
卸小賣
內外化粧品

桐生町三丁目



伊田商店

電話(四一六番)

厚板類廣九寸

帶地各種

彥部駒雄

上毛桐生廣澤

厚板類廣九寸

帶地各種

彥部竹松

上毛桐生廣澤

意匠新
品質優良
御婦人向帶地

各種製造

上毛桐生境野

牧島榮四郎

糸錦厚板繻珍織

各種製造元

上毛桐生廣澤

彦部善市郎

優美
高尚
琥珀帶地各種製造

上毛桐生廣澤

藤生直次郎

御料理
蒲燒

御料理
天ぷら

惠比壽屋

加藤仙三郎

電話(三〇三番)

吉野屋

吉野喜代松

電話(六一番)

各種織物整理

上毛桐生町五丁目

田邊工場

田邊善次

電話【一六七番】

和洋御料理

牛肉卸小賣

和洋御料理

牛肉卸小賣

赤城亭

坂田爲之助

電話【五六番】

林源

中村寅藏

電話【一六五番】

新案御召九寸帶地各種
生紹壁紹壁紗紋紗製造

上毛桐生境野

田島覺三郎

電話(四六二番)

婦人向帶地各種

大屋信三郎

上毛桐生境野 電話【五五五番】

割烹
旅館



桐生館

金木屋富三

電話 四四六番

新華紋織
ナンコー織
其他婦人向
帶地各種

上毛桐生廣澤

西場仲八



弊堂ノ特色
ハ調製上納
ノ迅速ト期
日ノ正確

弊堂ノ特色
ハ價格ノ低
廉ト製品ノ
確實

具房文種各他其本製式一簿帳洋和

所刷印堂隣愛

【マア】器電 【番六一】話電
番五六三八一 座口金貯替振

割烹
桐
の家
電話六三番

金 簇

編用金編



編用金編

合資
會社

桐生製作所

電話二十八番
東京四九六番
板橋口座

群馬縣桐生町

最新式撚絲機
編絲絹絲線逐機
專賣特許三三空整經機
專賣特許三三六管機

商標



高尚優美

玳瑁御婦人用帶地
敷波織御婦人用帶地

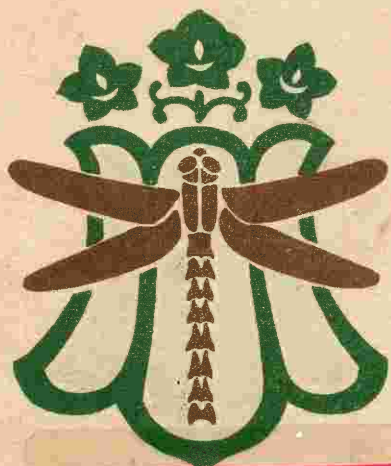
製造元

上毛桐生織姬町二丁目

福田兼吉

電話【番六三六】

群馬縣桐生



群馬県立図書館



1039907-9

KIRIU ST JAPAN